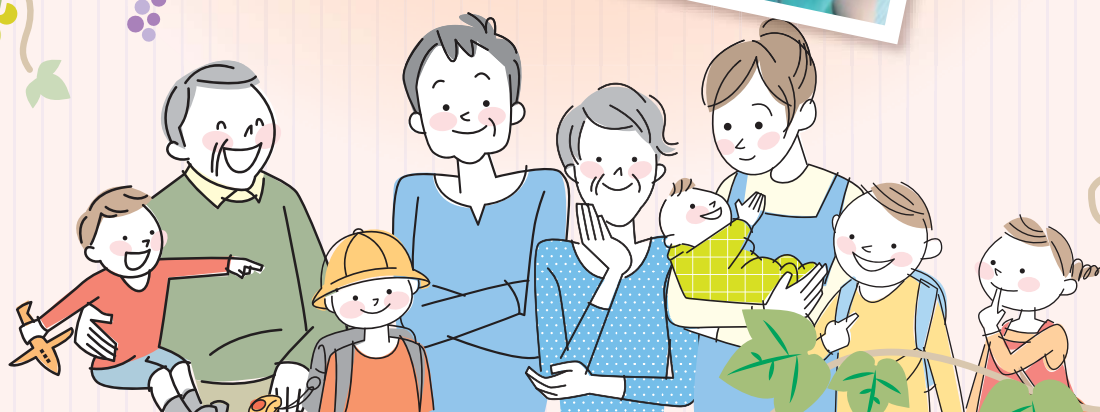


第2期 東浦町子ども・子育て支援 事業計画

のびやかに子どもも親も 地域と共に育つまち



令和2年4月
東浦町

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状

1	東浦町の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	23
3	第 2 期計画策定に向けた課題	32

第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1	基本理念	38
2	基本的な視点	39
3	基本目標	40
4	計画の体系	42

第 4 章 施策の展開

基本目標 1	地域における子育て家庭への支援	44
基本目標 2	子どもにとって良質な教育・保育の提供	52
基本目標 3	子どもの育ちを支える環境の整備	55
基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	61

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	64
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	64
3	子ども人口の見込み	67
4	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	68
5	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	72
6	教育・保育の一体的提供及び推進	86
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	86

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	88
2	国・県等との連携	88

資料編

1	策定経過	90
2	東浦町子ども・若者会議条例	91
3	東浦町子ども・若者会議委員名簿	93
4	用語解説（50音順）	94



第 1 章 計画の策定にあたって



我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25～44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は緊急の課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

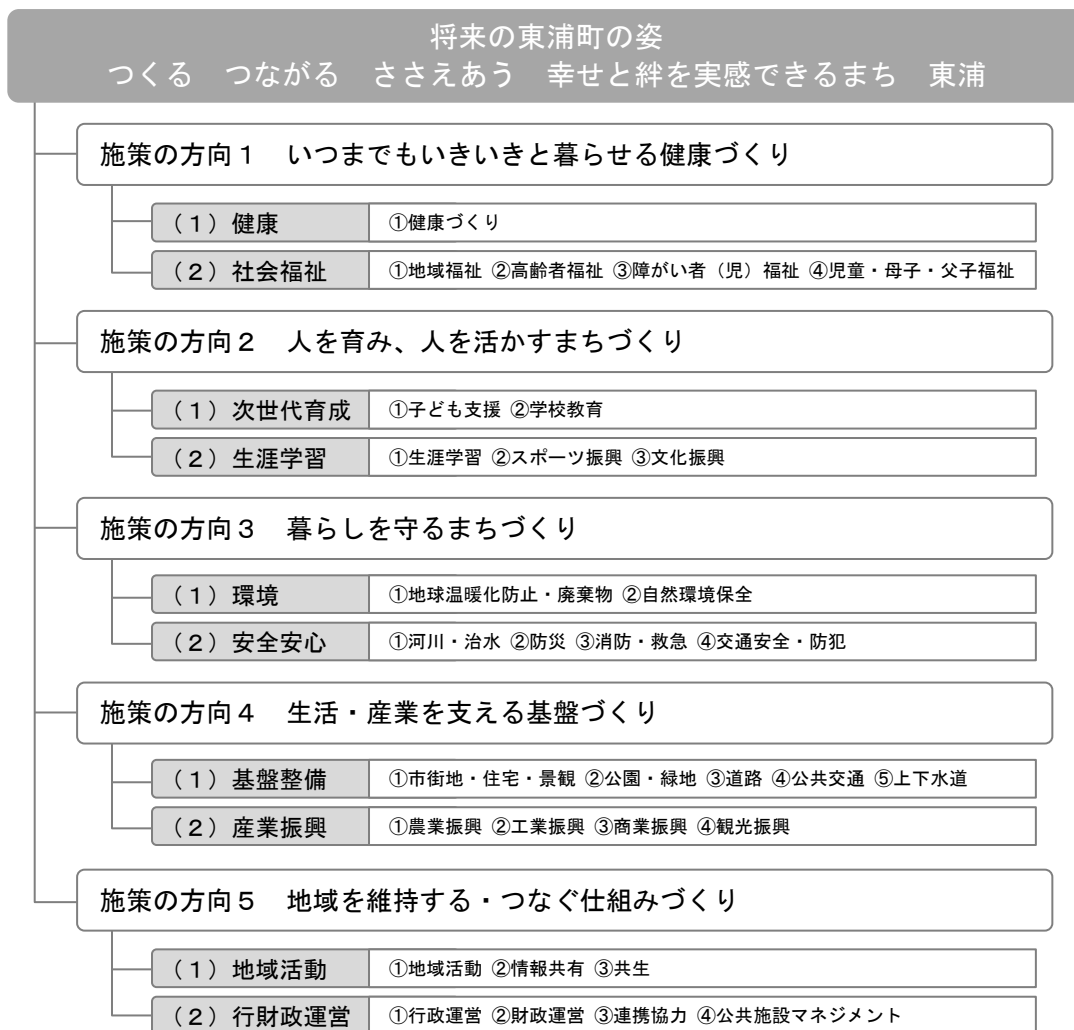
また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本町においては、『子ども・子育て支援法』に基づき平成27年3月に『東浦町子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成30年度に策定した「第6次東浦町総合計画（計画期間2019～2038年度）」では、将来の東浦町の姿「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現に向けて、「1 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり」、「2 人を育み、人を活かすまちづくり」、「3 暮らしを守るまちづくり」、「4 生活・産業を支える基盤づくり」、「5 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり」の5つの施策の方向を掲げています。部分別計画「社会福祉」における「児童・母子・父子福祉」、「次世代育成」における「子ども支援」等の施策を中心に、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりや切れ目のない子ども支援を進めています。

【 第6次東浦町総合計画 】



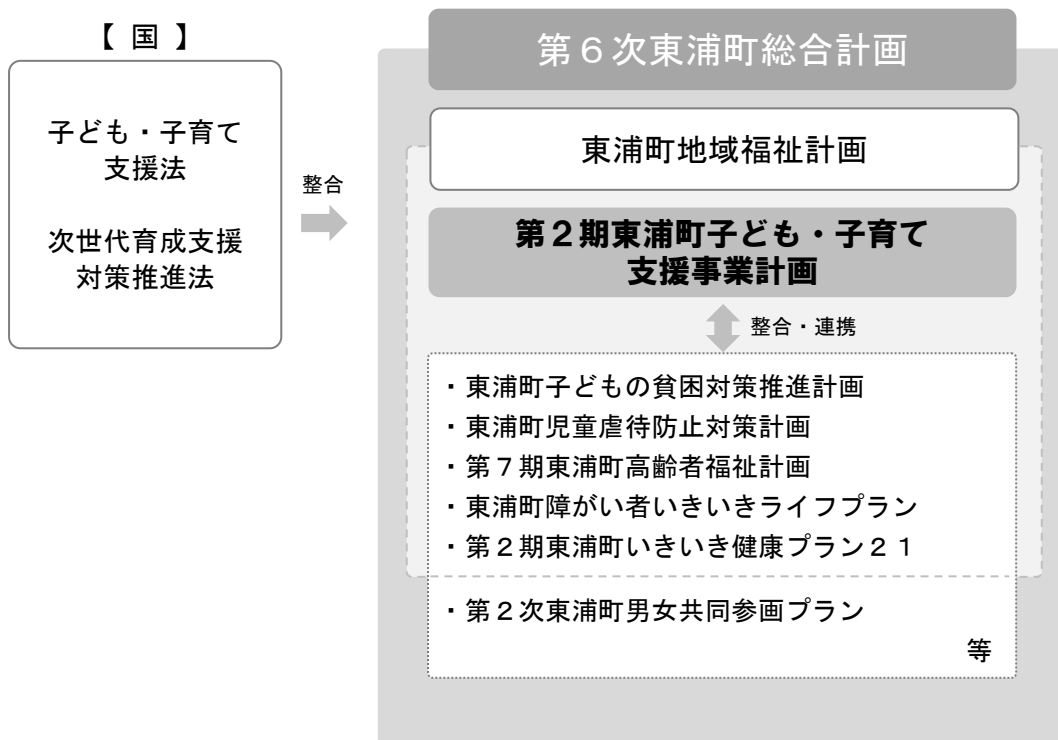
また、『東浦町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」を基本理念として、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図るよう、様々な取り組みを進めています。

この度、『東浦町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第6次東浦町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の計画として位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期東浦町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 住民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

東浦町在住の未就学児童（0歳～5歳）を800人無作為抽出

② 調査期間

平成30年12月7日～平成30年12月25日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
東浦町在住の未就学児童	郵送による配布・回収	800通	436通	54.5%

(2) 東浦町子ども・若者会議による審議

計画の策定にあたり、子育て世帯等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、住民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「東浦町子ども・若者会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

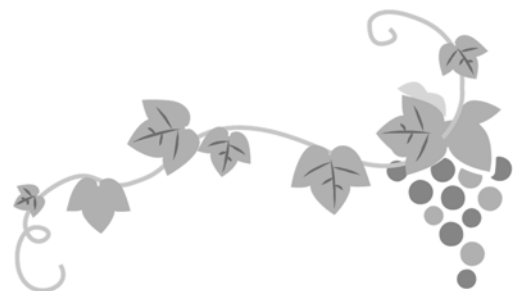


(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月～令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



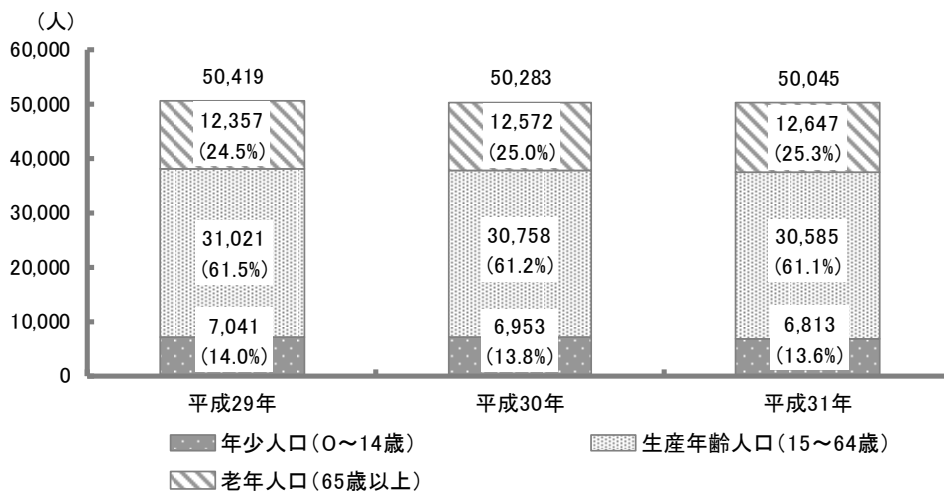
1 東浦町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で50,045人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

年齢3区分別人口の推移

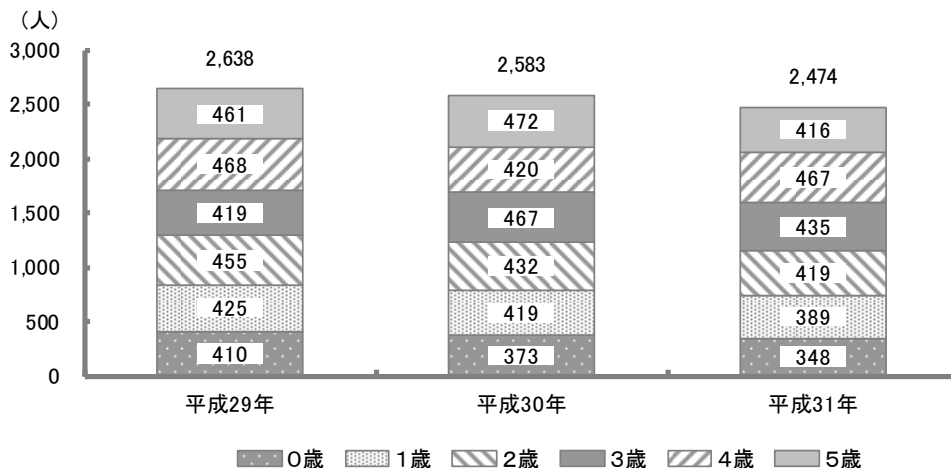


※ () 内は、総人口占める年齢区分別人口の割合を示す。
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で2,474人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。

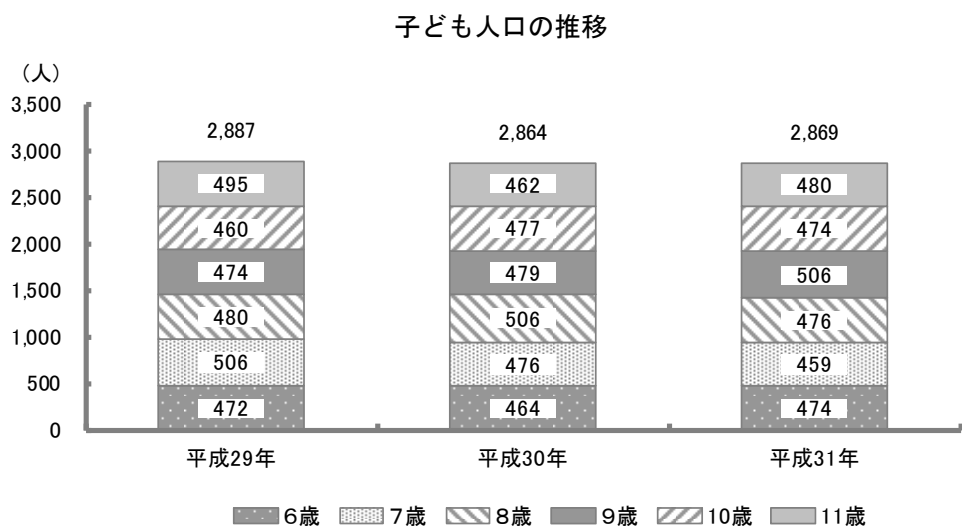
子ども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成29年から平成30年にかけて減少し、その後増加しており、平成31年3月末現在で2,869人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

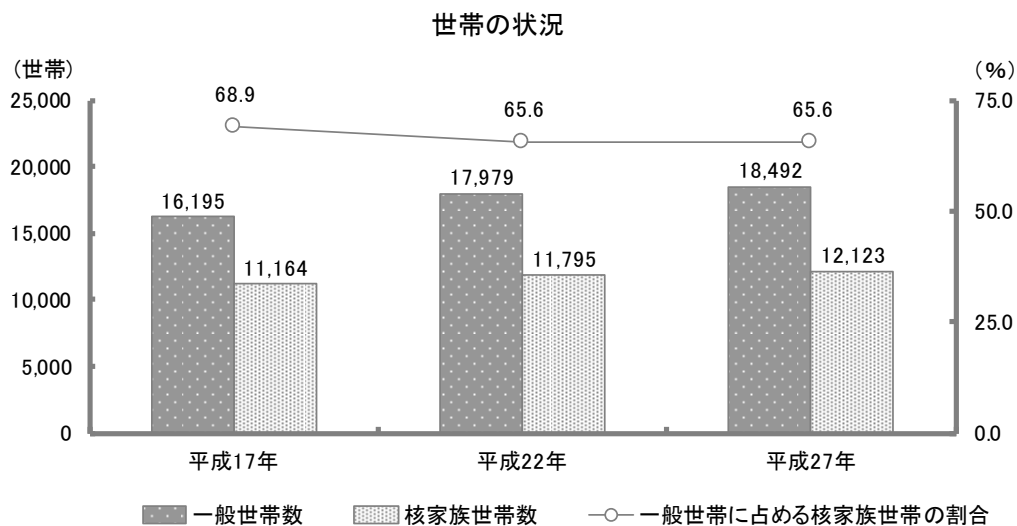


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

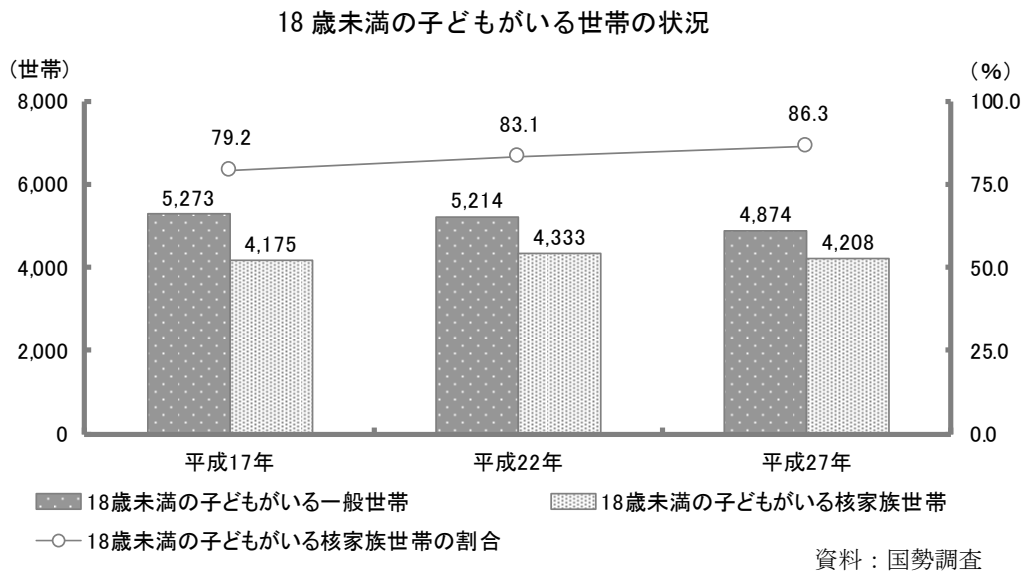
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で12,123世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

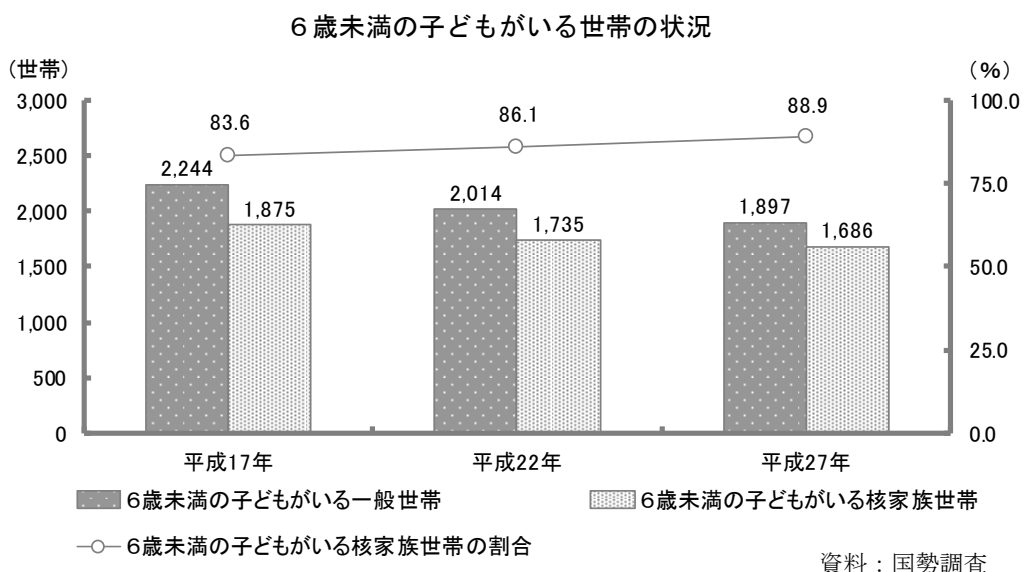
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で4,874世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



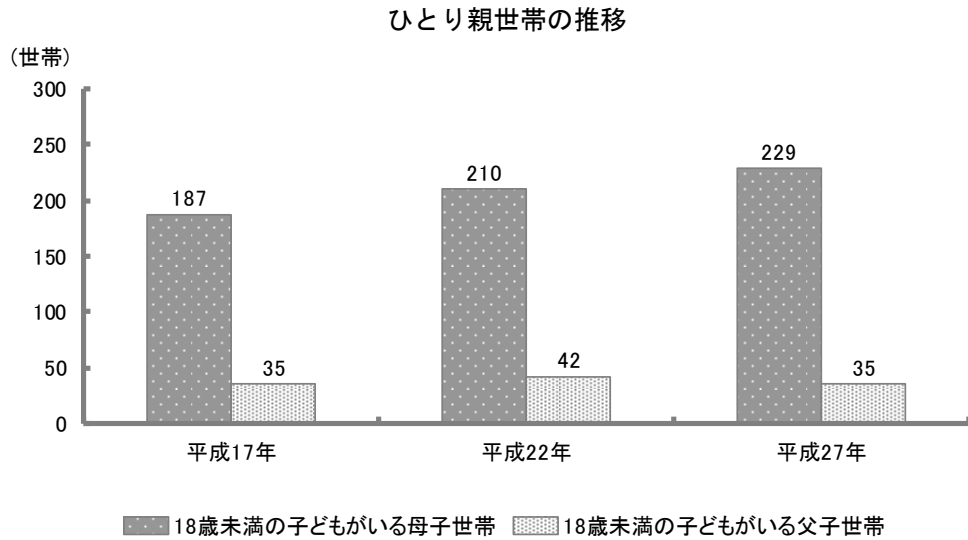
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,897世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で229世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しています。

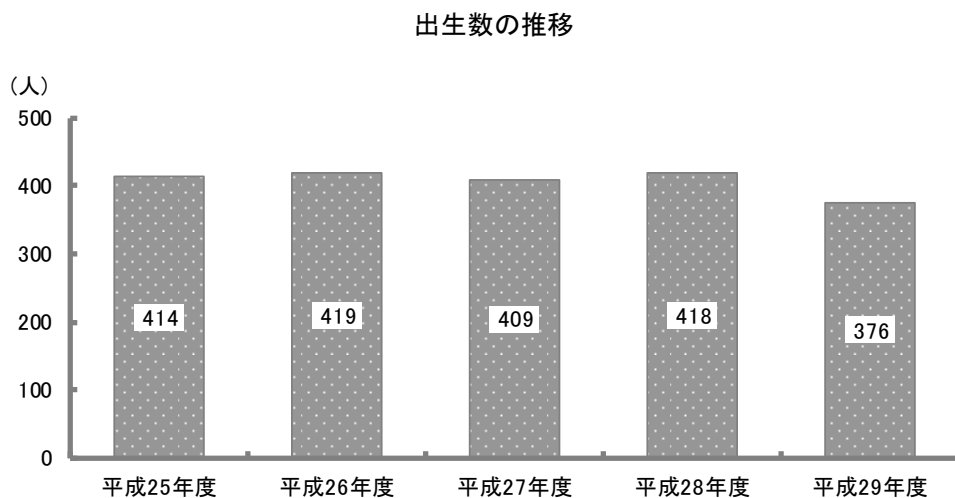


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

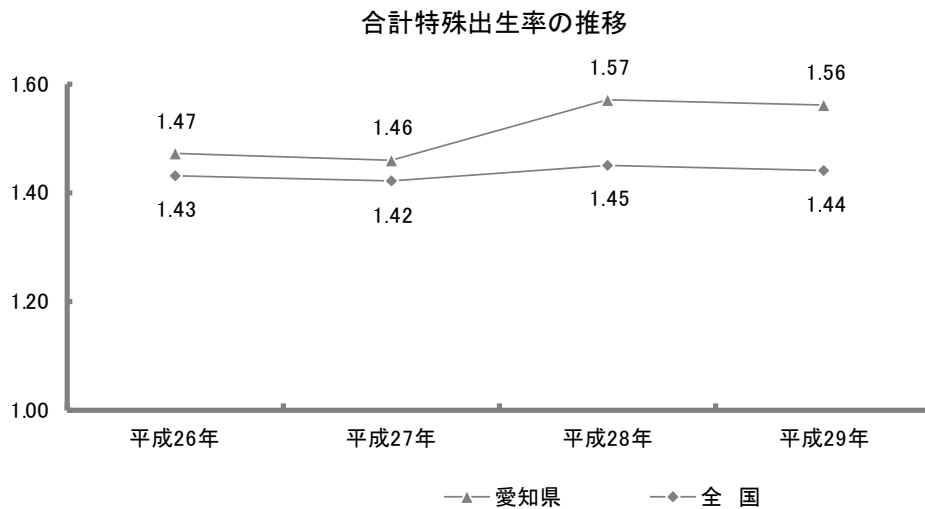
本町の出生数は増減を繰り返しており、平成29年度で376人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：住民課

② 合計特殊出生率の推移

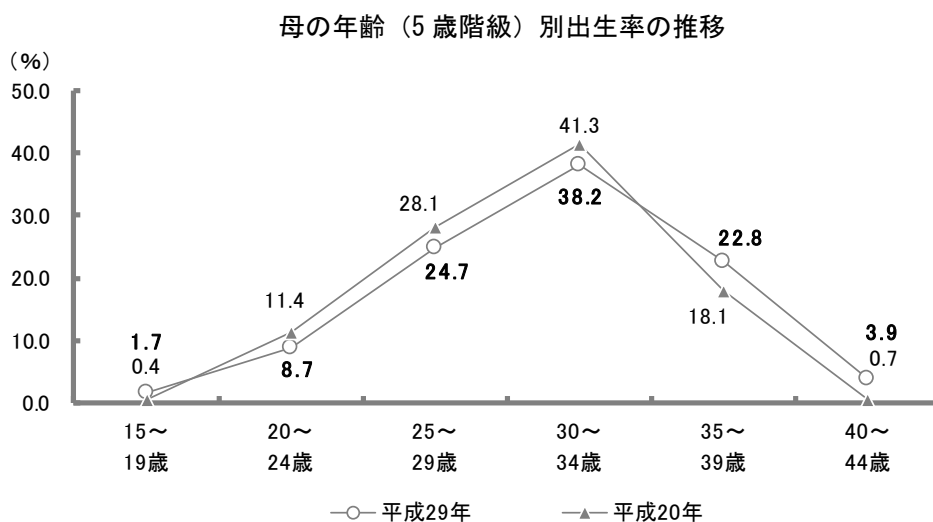
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。愛知県の合計特殊出生率は全国に比べ高い水準で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（町、県）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

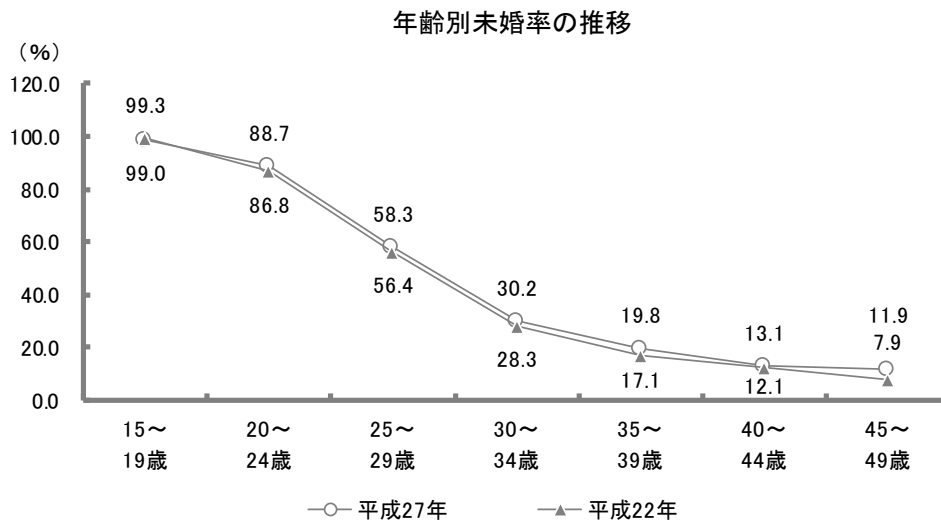


資料：愛知県衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

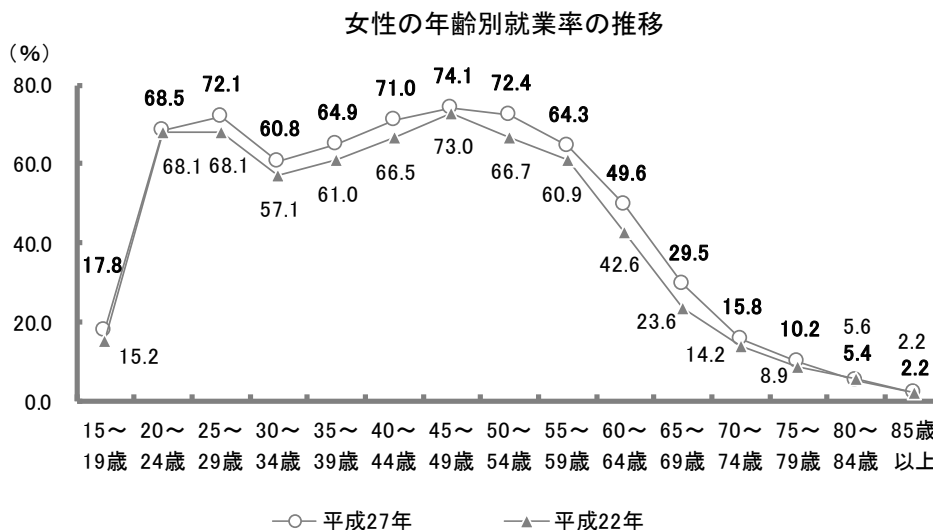


資料：厚生労働省 人口動態統計

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

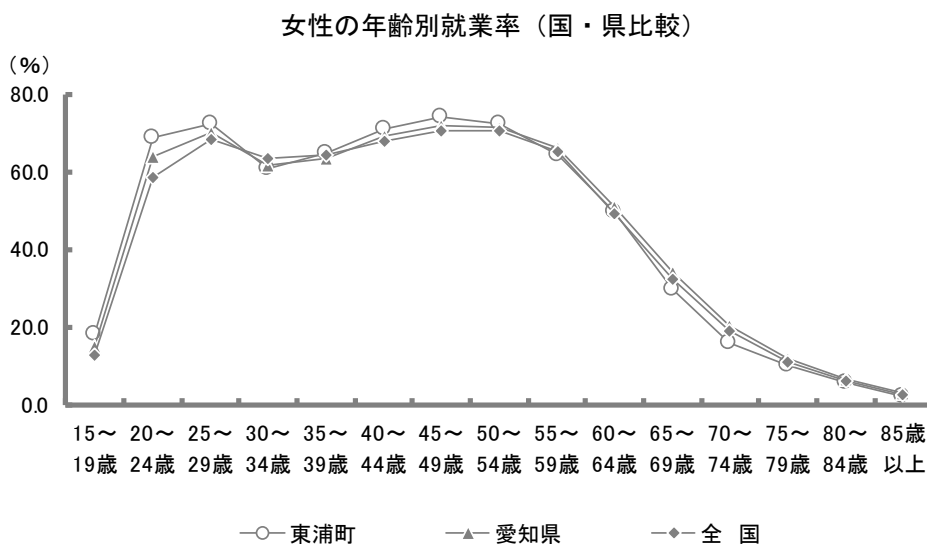
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

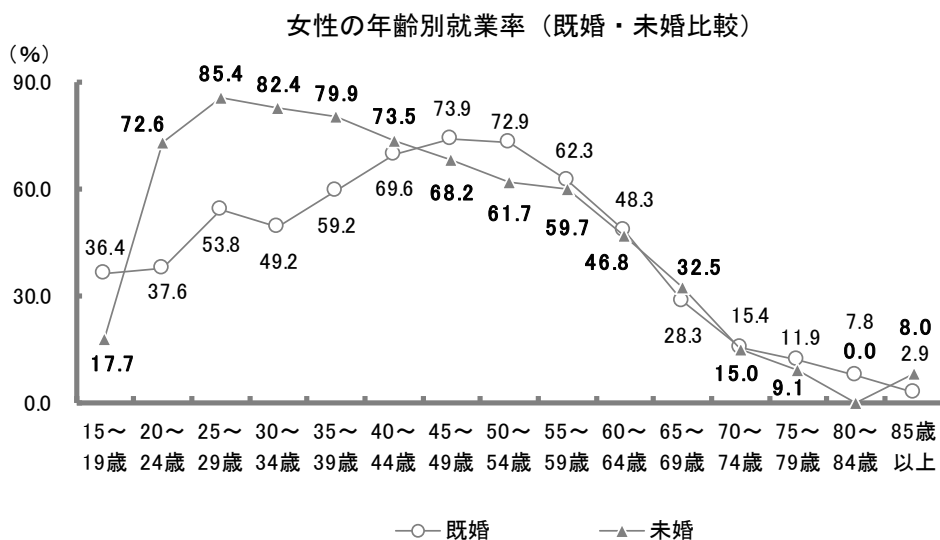
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、15～54歳で高い傾向となっていますが、55歳以降では全国、県より低くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



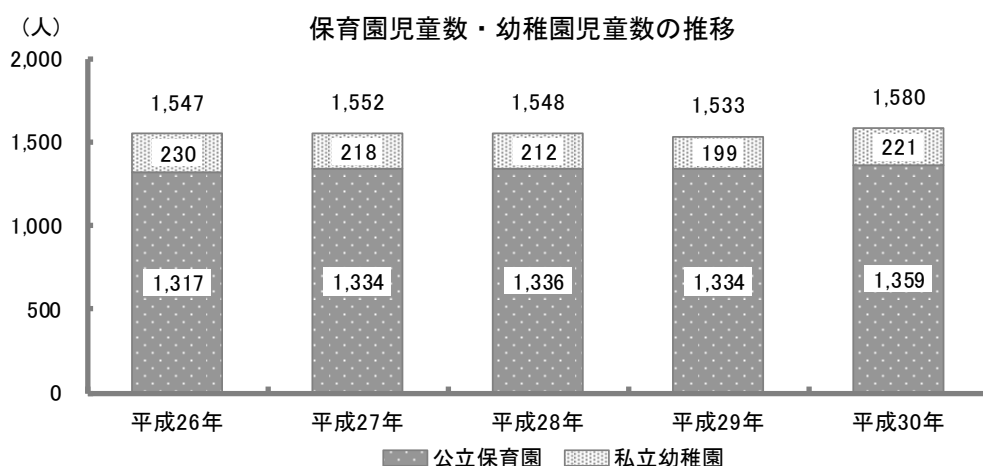
(6) 教育・保育サービス等の状況

① 保育園児童数・幼稚園児童数の推移

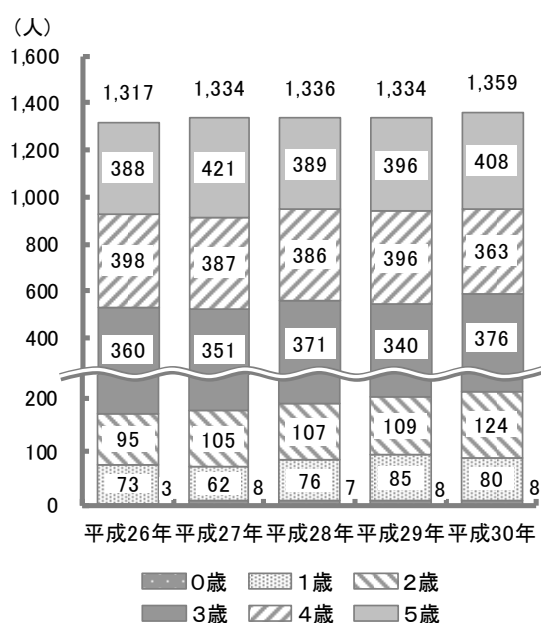
本町の公立保育園は8園となっています。保育園児童数をみると、横ばいで推移していましたが、平成30年に増加し1,359人となっています。

特に1歳、2歳における保育園児童数が増加しています。

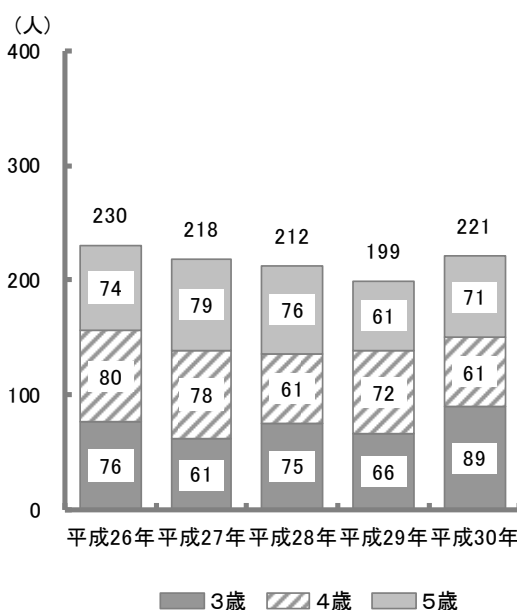
本町の私立幼稚園は1園となっています。幼稚園児童数をみると、年によりばらつきがあり、平成30年では221人となっています。



年齢別保育園児童数の推移



年齢別幼稚園児童数の推移



資料：児童課（各年4月1日現在）
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

② 時間外保育事業

時間外保育事業は7つの保育園で実施しています。時間外保育事業の利用者数をみると、年々増加しており、平成30年度で6,879人となっています。

時間外保育事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	5,504	6,089	6,696	6,879
実施個所数（か所）	7	7	7	7

資料：児童課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は4か所に委託して実施しています。子育て短期支援事業の利用者数をみると、平成30年度で2人となっています。

子育て短期支援事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	0	2	1	2
実施個所数（か所）	3	3	3	4

資料：児童課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数をみると、平成28年度で最も多く、近年は減少しており、平成30年度で39,867人となっています。

地域子育て支援拠点事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	39,723	41,973	39,959	39,867
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑤ 保育園における一時預かり

全保育園で一時的保育を実施しています。保育園における一時預かりの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では1,229人となっています。

保育園における一時預かりの状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	1,719	1,156	1,151	1,229
実施個所数（か所）	8	8	8	8

資料：児童課

⑥ 幼稚園における一時預かり

東ヶ丘幼稚園で一時預かりを実施しています。幼稚園における一時預かりの利用者数をみると、増加傾向となっており、平成30年度では890人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	815	820	823	890
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑦ 病児・病後児保育事業

平成31年4月1日からひがしうら総合子育て支援センターで、病児・病後児保育事業を実施しています。病児・病後児保育事業の利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では213人となっています。

病児・病後児保育事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	138	196	270	213
実施個所数（か所）	1	1	1	1

資料：児童課

⑧ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの利用者数をみると、年度によりばらつきがあり、平成30年度では836人となっています。

ファミリー・サポート・センターの状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	1,174	601	599	836

資料：児童課

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業については、コーディネーターを平成30年度に1人配置し、令和元年度では2人を配置しました。

利用者支援事業の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
コーディネーター 配置数（人）	—	—	—	1	2

資料：児童課

⑩ 妊婦健康診査

妊婦健康診査の受診者数をみると、年々減少しており、平成30年度で4,528人となっています。

妊婦健康診査の状況の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診者数（人）	5,353	5,222	4,844	4,528

資料：健康課

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問戸数をみると、年々減少しており、平成30年度で346人となっています。

乳児家庭全戸訪問事業の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数（件）	401	408	378	346

資料：健康課

⑫ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問戸数をみると、増加傾向にあり、平成30年度で185件となっています。

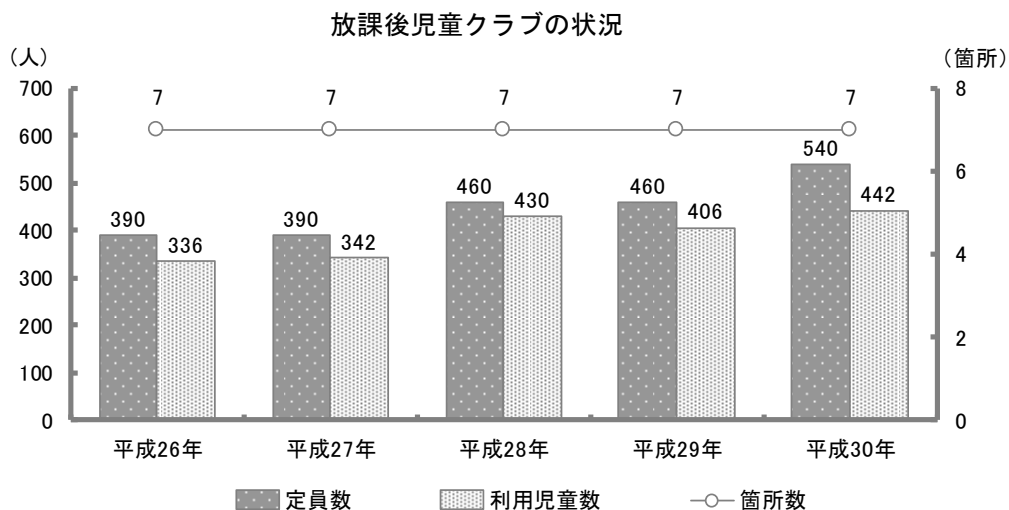
養育支援訪問事業の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数（件）	124	137	185	185

資料：健康課

(7) 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける箇所数は横ばいとなっていますが、定員数・利用児童数ともに増加傾向にあり、平成30年で利用児童数が442人となっています。

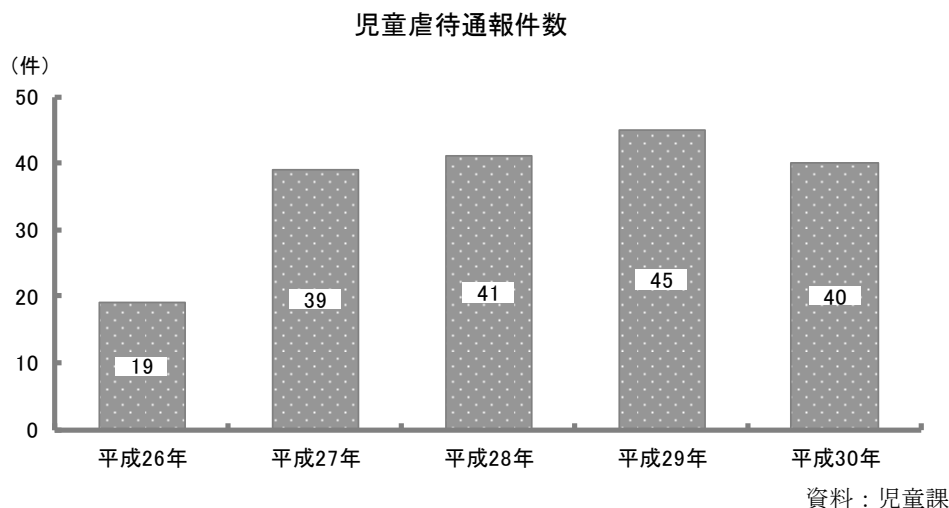


資料：児童課

(8) その他の状況

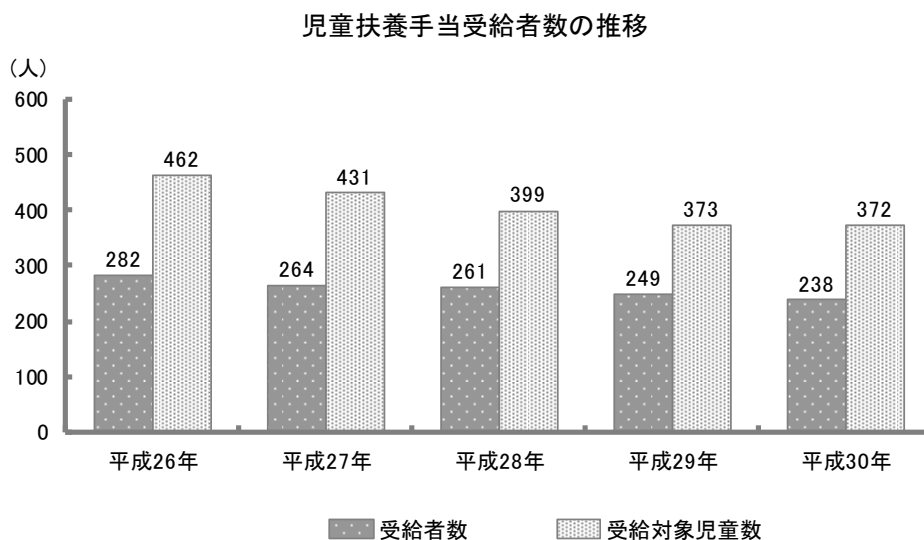
① 児童虐待通報件数の推移

本町の児童虐待通報件数は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で40人と過去5年間で約2倍増加しています。



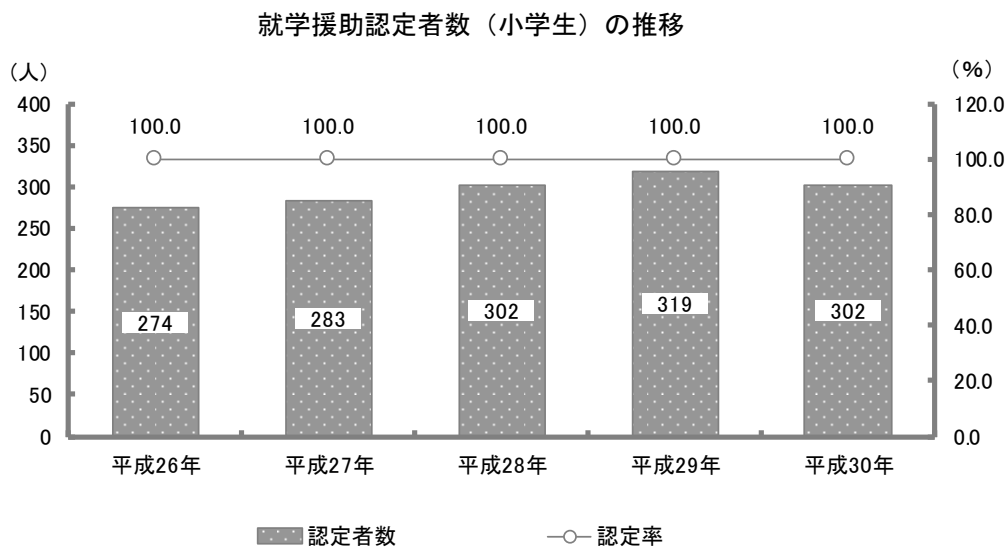
② 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が238人、受給対象児童数が372人となっています。



③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

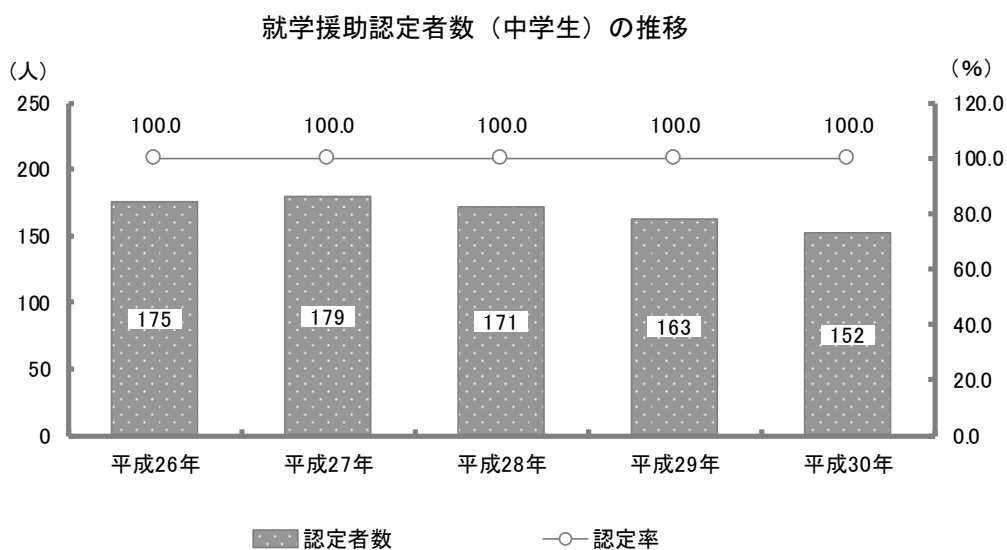
本町の小学生における就学援助認定者数は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で認定者数が302人、認定率が100%となっています。



資料：学校教育課

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

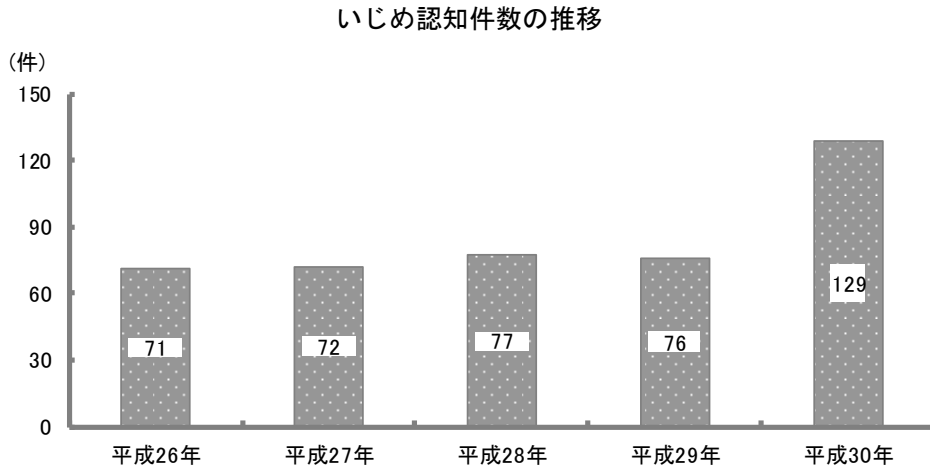
本町の中学生における就学援助認定者数は減少傾向となっており、平成30年で認定者数が152人、認定率が100%となっています。



資料：学校教育課

⑤ いじめ認知件数の推移

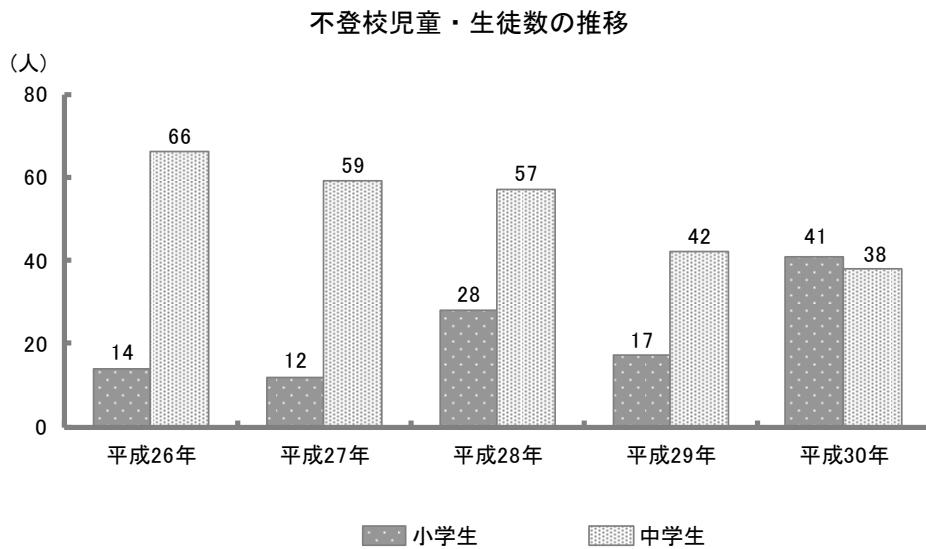
本町のいじめ認知件数は増加傾向となっており、平成30年で129件と過去5年間で約2倍に増加しています。



資料：学校教育課

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数を見ると、小学生は増加傾向となっており、平成30年で41人ですが、中学生は年々減少し、38人となっています。



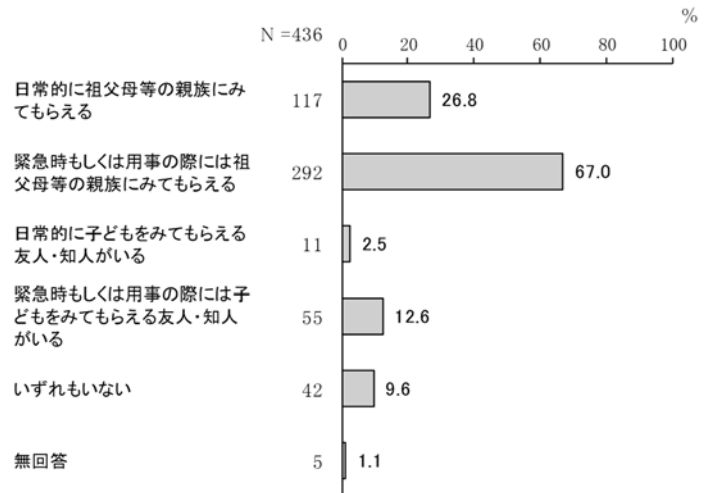
資料：学校教育課

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

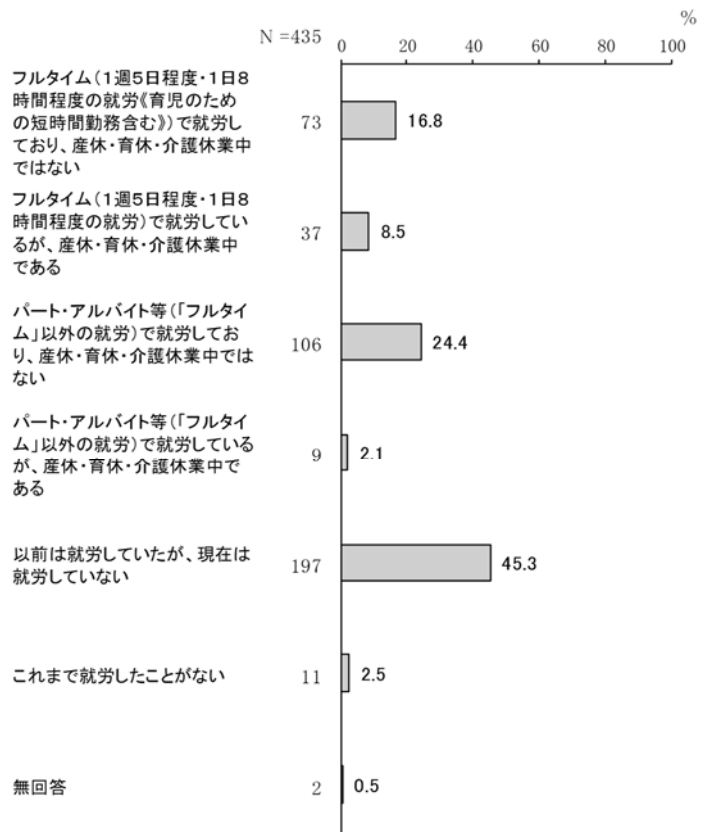
① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が67.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が26.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が12.6%となっています。



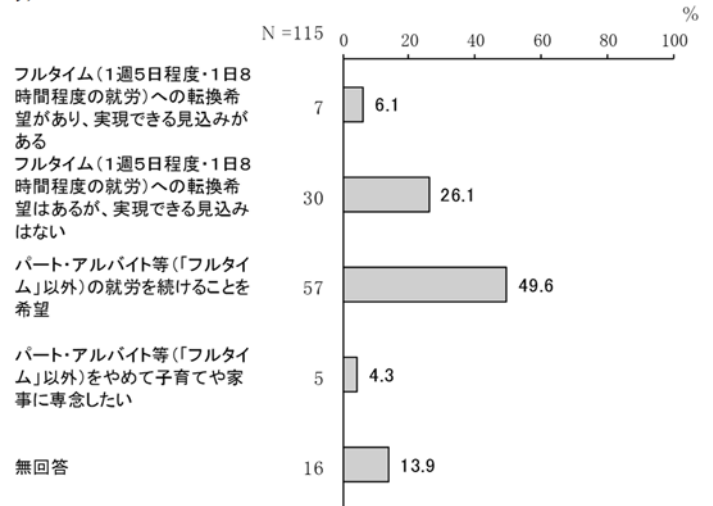
② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が45.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労《育児のための短時間勤務含む》）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が16.8%となっています。



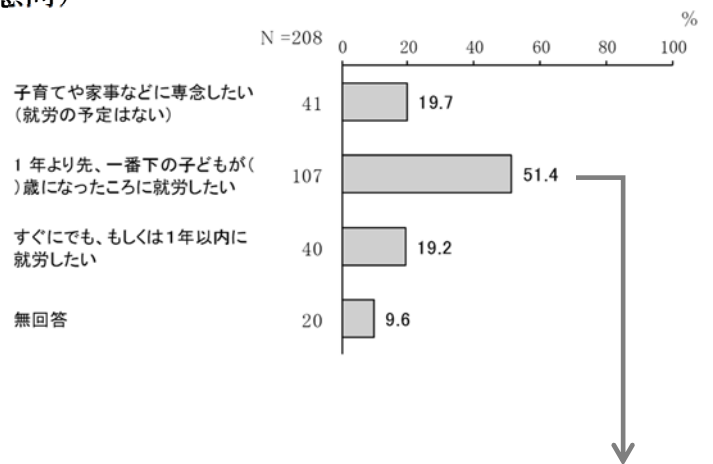
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が49.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.1%となっています。

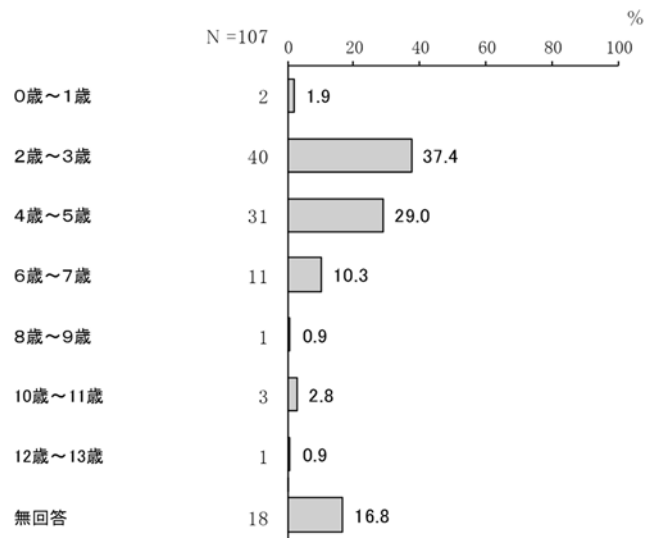


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が51.4%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が19.2%となっています。



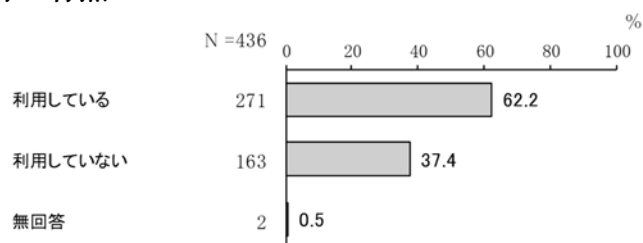
また、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」における年齢は、「2歳～3歳」の割合が37.4%と最も高く、次いで「4歳～5歳」の割合が29.0%、「6歳～7歳」の割合が10.3%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

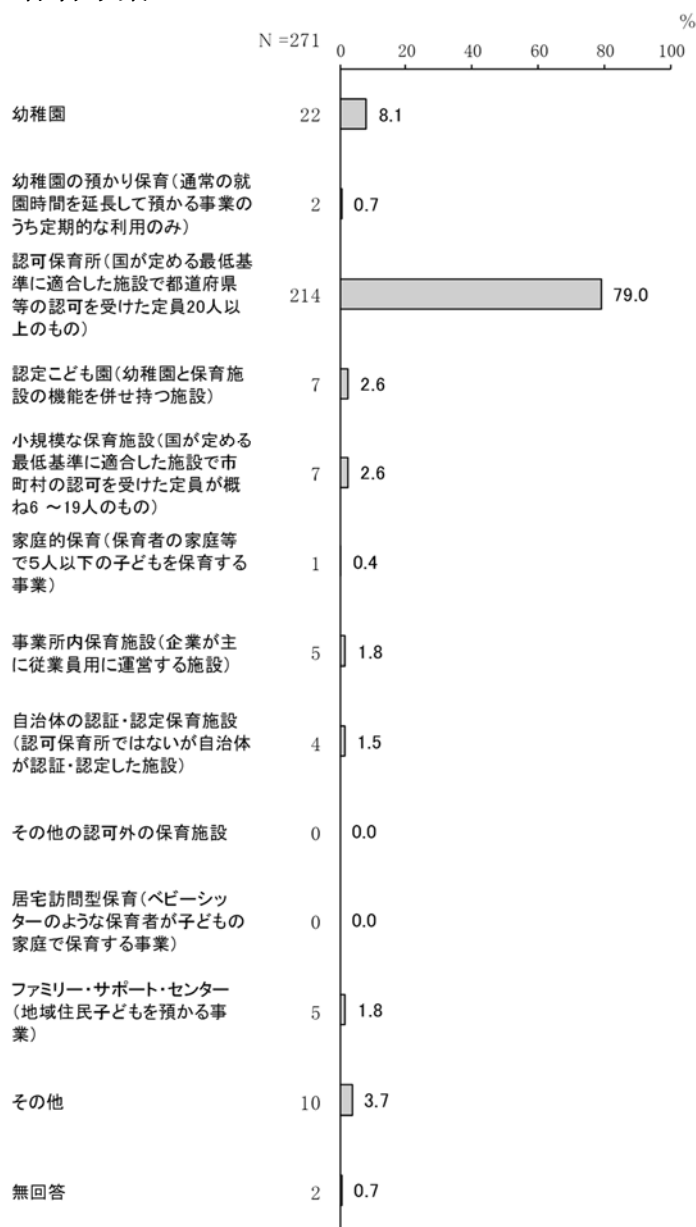
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が62.2%、
「利用していない」の割合が37.4%と
なっています。



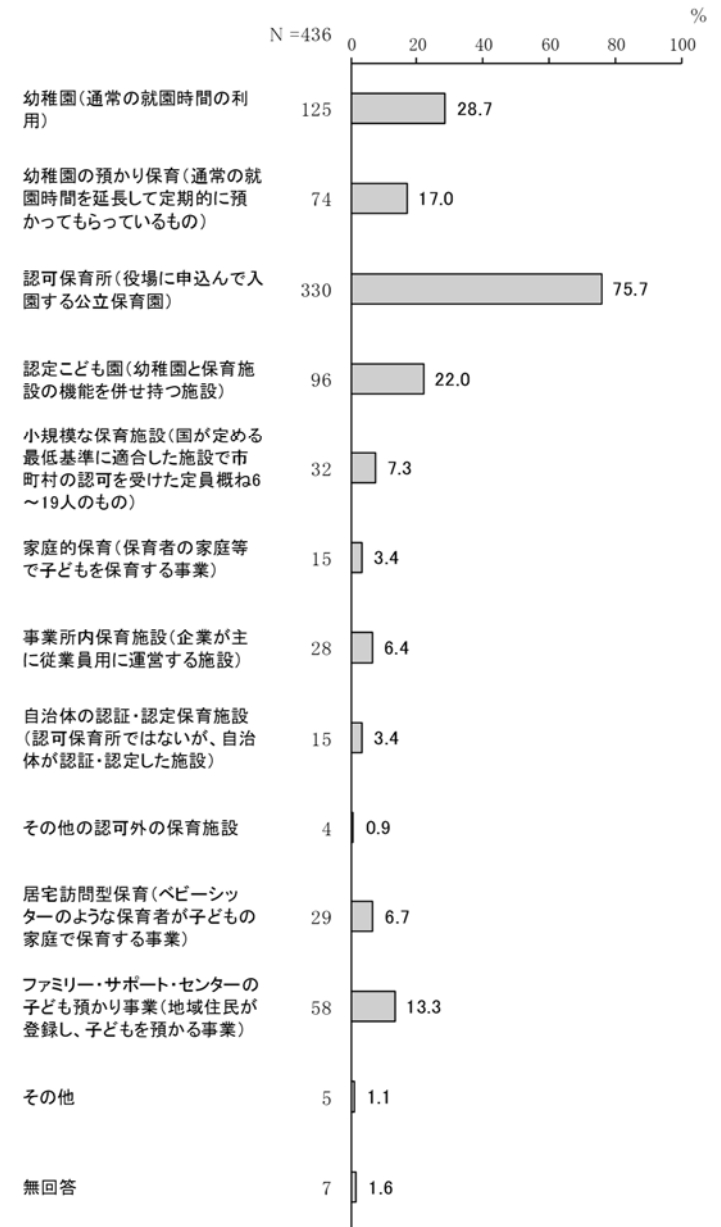
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所（国が定める最低基準
に適合した施設で都道府県等の認可を
受けた定員20人以上のもの）」の割合
が79.0%と最も高くなっています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

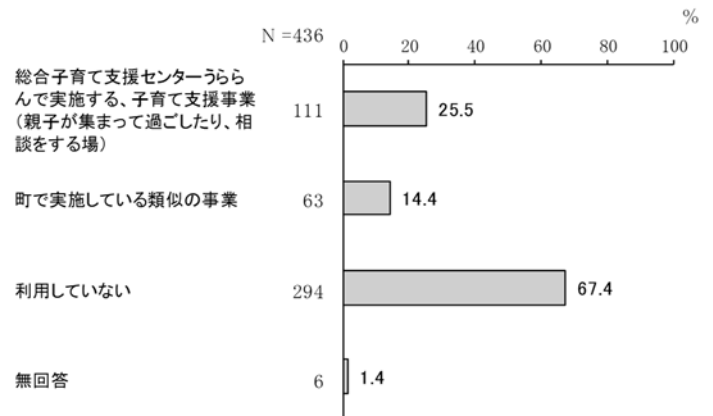
「認可保育所（役場に申し込んで入園する公立保育園）」の割合が75.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が28.7%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が22.0%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

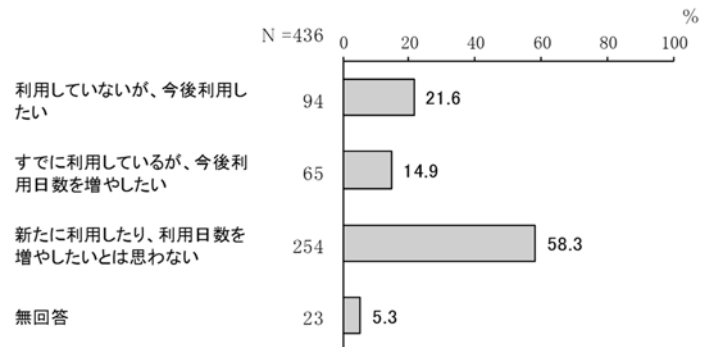
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が67.4%と最も高く、次いで「総合子育て支援センターうららんで実施する、子育て支援事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」の割合が25.5%、「町で実施している類似の事業」の割合が14.4%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

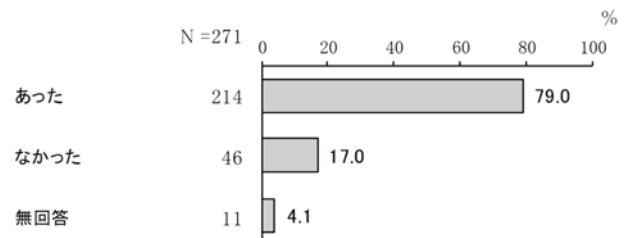
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が58.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.6%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が14.9%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

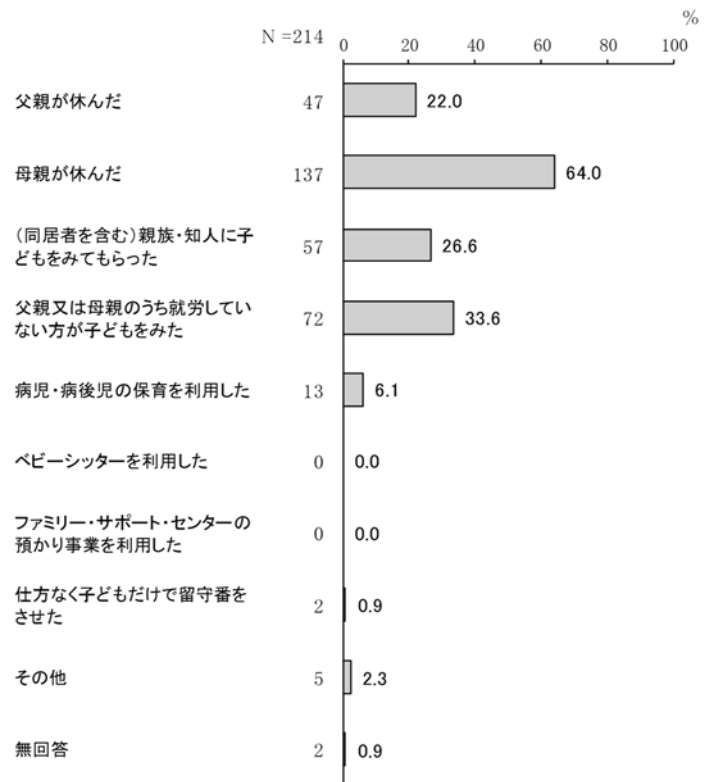
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が79.0%、「なかった」の割合が17.0%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

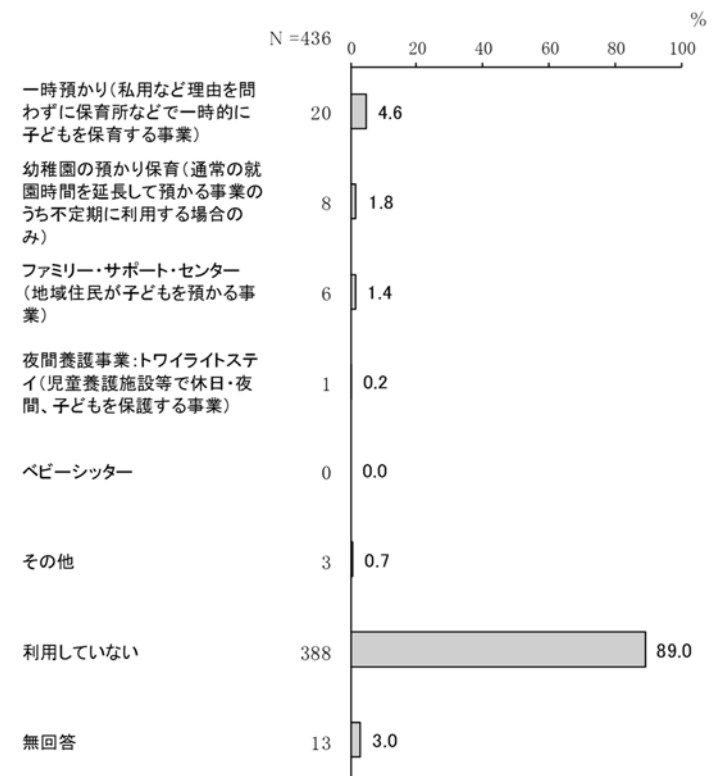
「母親が休んだ」の割合が64.0%と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が33.6%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が26.6%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

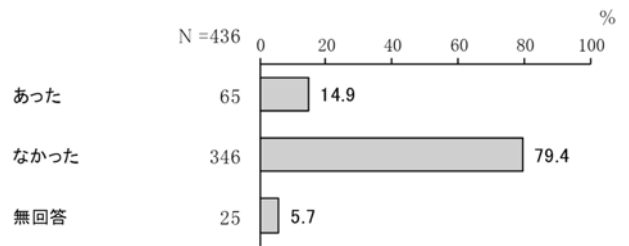
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が89.0%と最も高くなっています。



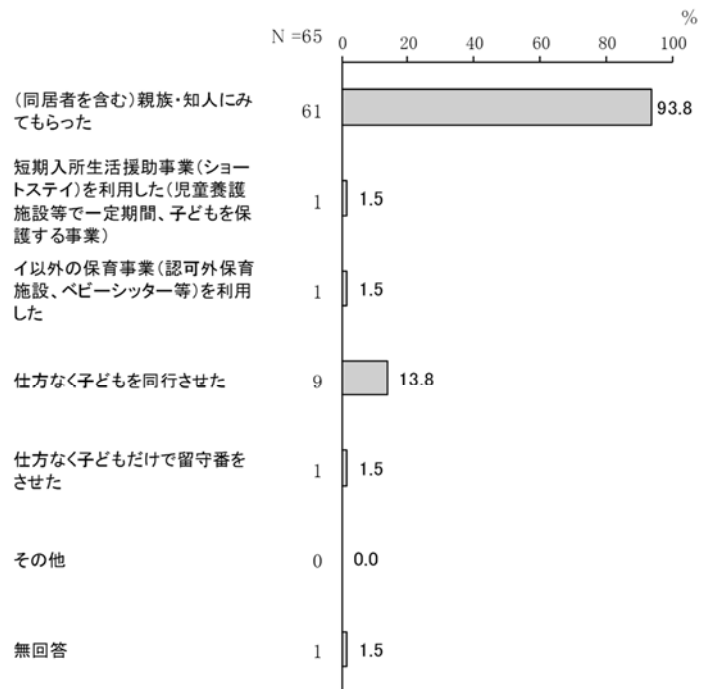
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が14.9%、「なかった」の割合が79.4%となっています。



「あった」場合の対処方法

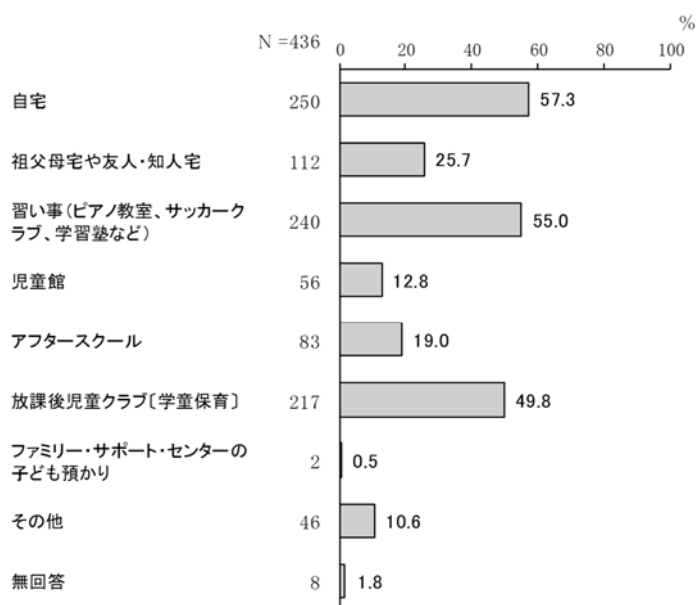
「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が93.8%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が13.8%となっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

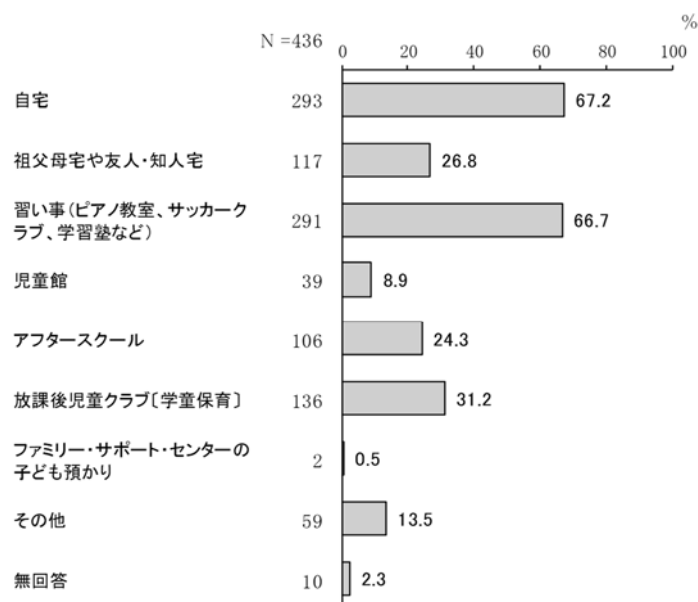
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が57.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が49.8%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

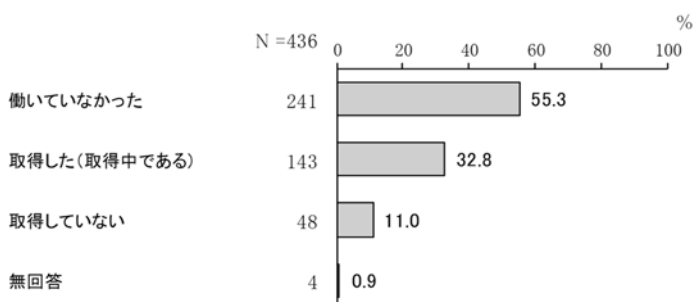
「自宅」の割合が67.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が66.7%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が31.2%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

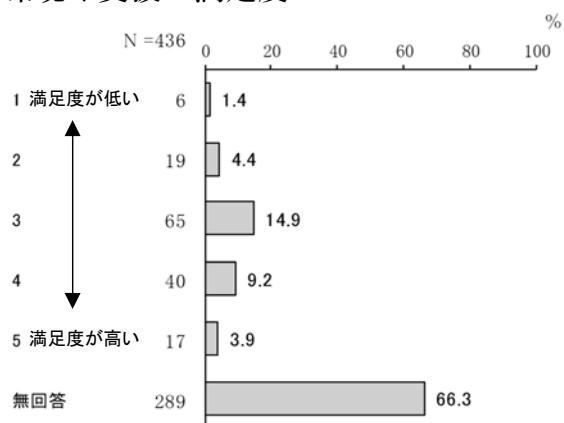
「働いていなかった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が32.8%、「取得していない」の割合が11.0%となっています。



(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

回答があったうち「3」の割合が14.9%と最も高くなっています。



3 第2期計画策定に向けた課題

第1期計画の基本目標ごとに東浦町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育て家庭への支援について

課題1 教育・保育の受け皿の確保と質の向上

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに「M字カーブ」の解消を目指しており、本町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

就労について、アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約5割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約3割、未就労の母親の就労希望の割合は約7割となっています。

今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

課題2 切れ目のない相談や支援の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

子育てに関する相談相手について、アンケート調査では、「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「保健所・保健センター」「子育て支援施設」などの各機関は4割を満たしていない状況となっており、子育てに関する情報の入手先についても同様の傾向がみられます。

さらに、3.2%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、適宜、必要なときに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育

ることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

課題3 児童虐待防止対策の推進

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

(2) 子どもにとって良質な教育・保育の提供について・・・・・・・・

課題4 幼稚園、保育所、小学校との連携

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、幼稚園、保育所との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組む必要があります。



課題5 地域や家庭における教育の充実

アンケート調査では、母親は雇用形態、労働時間等の違いはあるものの約5割が就労しており、パートタイム就労している母親の約3割はフルタイムへの転換希望があります。母親の就労形態の変化により、ニーズの変化がみられます。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

(3) 子どもの育ちを支える環境の整備について・・・・・・・・

課題6 障がいのある子ども等、配慮が必要な子どもへの支援

保育所等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本町では平成30年3月に第5期東浦町障害福祉計画・第1期東浦町障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。

今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を実施するとともに、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療や学校、障がい福祉等の関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

課題7 子どもの安全確保

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子育ての環境や支援への満足度について、「満足度が高い」割合が高くなっており、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえま
す。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

(4) 仕事と子育ての両立の推進について

課題8 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は約3割となっていますが、一方で父親の取得状況は4.8%と低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを
み育てることができるように、仕事
と子育ての両立支援の環境を確立
するため、「仕事と生活の調和（ワ
ーク・ライフ・バランス）」の考え
方をさらに浸透させていくことが
重要です。





第3章 計画の基本理念、基本目標



1 基本理念

本計画では、「のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの東浦町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

基本理念

のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち



2 基本的な視点

視点1 子育て

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。



視点2 親育ち

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行っていきます。

視点3 地域全体での子育て支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

視点4 仕事と生活の調和実現

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動等の両立が円滑にできるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

また、安心して子どもを生み、健やかに育てていくには、父親と母親がともに当事者であることを自覚し、互いに協力し合って温かな家庭を築くことが大切です。

3 基本目標

基本目標1 地域における子育て家庭への支援・・・・・・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があり、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

さらに、安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

基本目標2 子どもにとって良質な教育・保育の提供・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努め、教育や保育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

基本目標3 子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備・・・・・・・・

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。



基本目標4 仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

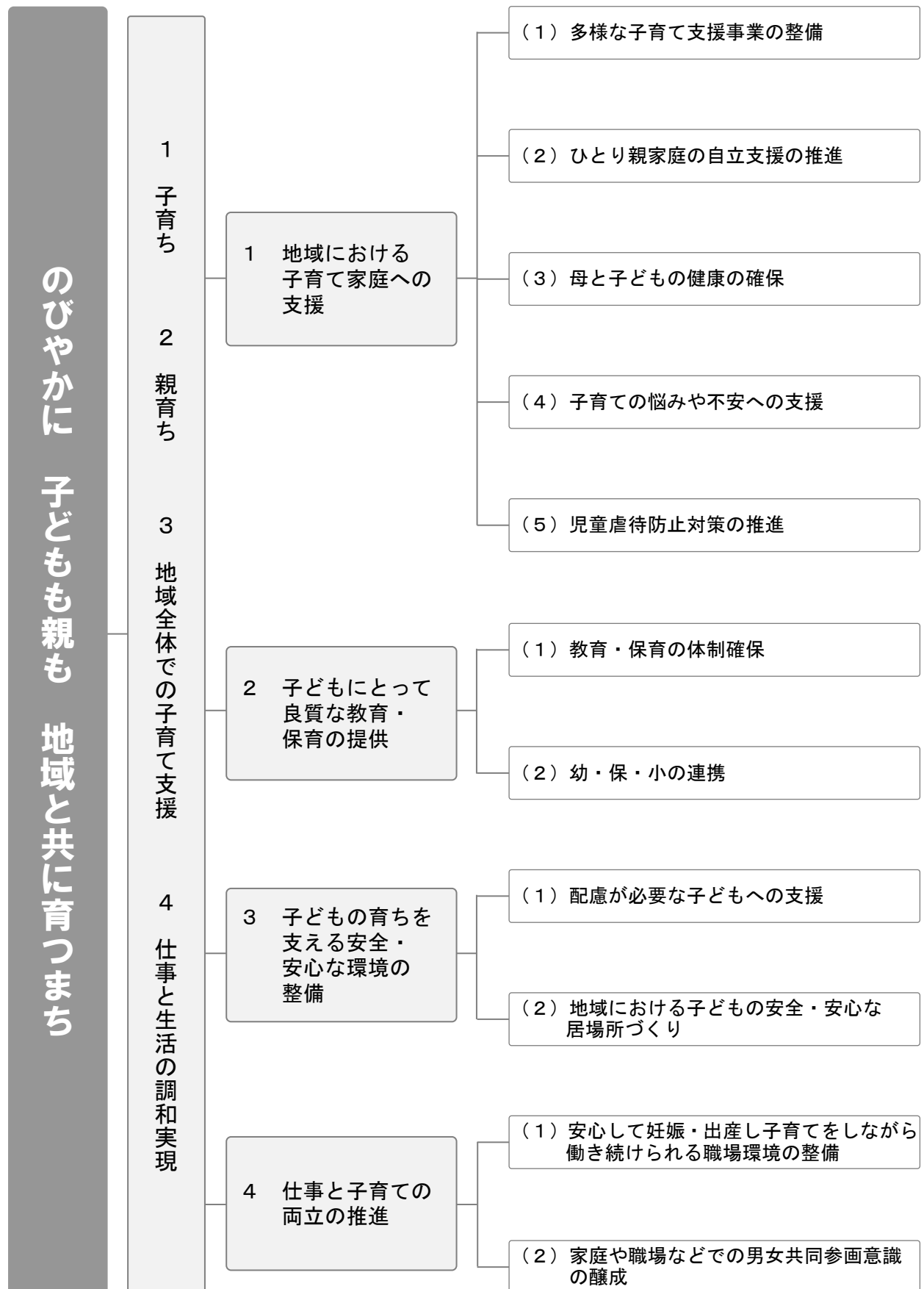
安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 計画の体系

[基本理念] [基本的な視点]

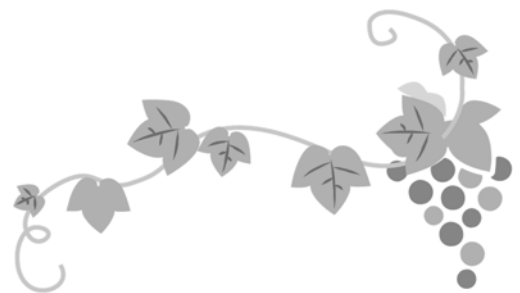
[基本目標]

[基本施策]





第4章 施策の展開



基本目標 1 地域における子育て家庭への支援

基本施策（1）多様な子育て支援事業の整備・・・・・・・・

多様化する保育ニーズに対応するため、保育・教育の一体化を進めるとともに、低年齢児保育や、延長保育、一時預かりなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

さらに、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談等にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

① 子育てに関する相談体制の充実、情報提供とニーズ把握

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育て世代包括支援	妊娠期から子育て期に至るまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目のない支援を行っていきます。子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握し必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな相談支援等を行います。	健康課
地域子育て支援	子育て情報誌「たのしく子育て」やひがしうら総合子育て支援センター機関紙の発行により、子育て支援サービスの情報提供を行います。また、電話、面接による子育て相談を受けます。	ひがしうら総合子育て支援センター
福祉サービスの情報提供	保育園・児童館や各種手当などの行政サービスについて、パンフレット等を作成し配布します。	児童課
乳幼児健診等の情報提供	乳幼児・妊産婦健診や予防接種、各種教室等について、町広報紙、ホームページ、個別通知等により情報提供します。また、電話、面接による健康相談を受けます。	健康課
子ども・子育て支援に関する調査と事業研究	個別の事業について事例収集等を行い、研究していきます。	児童課

② 保育サービスの充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
保育園による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	保育園/ 児童課
低年齢児保育の充実	保育園において0～2歳の児童に対して保育を充実させます。	児童課

個別施策	取り組み内容	関係課等
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時までの延長保育を実施します。	児童課
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生児童を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。	児童課
子育て短期支援事業	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間児童を預かります。	児童課
地域子育て支援拠点事業	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供及び家庭で子育てをする方への支援を行うことにより、子どもたちが健やかに育つまちを目指します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
一時預かり事業	施設保育の隙間を埋める事業として、保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、短期的、一時的な預かり保育事業を実施することにより、子育て家庭への支援及び児童の福祉増進を図ります。	児童課
病児・病後児保育事業	子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等での保育を実施します。	児童課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者とその援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター

③ 子育て家庭の交流、情報交換の場づくり

個別施策	取り組み内容	関係課等
つどいの広場事業	ひがしうら総合子育て支援センターで親の孤立防止、情報交換、親子交流の場を提供することを目的に、つどいの広場事業を行っています。同事業を行っている子育て団体へも補助をします。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
双子・三つ子ちゃんの会	未就園の多胎児を持つ母親とその児がふれあい遊びなどを通して交流や情報交換を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
ひよこの日 こっこの日 はなはなベビィ	児童館で0歳から2歳半前後までの就園前の乳幼児とその母親を対象に、親子でふれあい遊びを楽しんだり、子育てについて情報交換をし、親同士の交流の場とします。	児童館
自由来館	親の気分転換・孤立防止のため、児童館を交流の場として開放します。	児童館
地域交流事業	全保育園において週1日程度園庭と保育室等を開放します。就園前児童とその母親が自由に遊ぶ場を提供し、異年齢交流の場とします。	保育園
保育園世代間交流事業	老人クラブ等との交流を行い、世代間の交流並びに地域の人材活用に努めます。	保育園

④ 家庭の養育力を高めるための事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問等で支援が必要と判断した家庭に対し、保健師や保育士による家庭訪問します。	健康課/ 児童課
赤ちゃん教室	第1子を持つ2～49か月児の保護者を対象に、育児、事故、応急手当、離乳食について教室を行います。	健康課
パパママ教室	初めて出産を迎える夫婦を対象に妊娠中の生活や出産についての話、沐浴の実習等を行います。	健康課
きりんの会	1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園/ 児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センタ ー
こぐまの会	きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園/ 児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
地域子育て支援	電話、面接による子育て相談を受けています。子育て情報誌「たのしく子育て」を始め、情報提供物を作成・配布等により情報提供を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てサロン	乳児の親子を対象に、知識、情報の提供、親同士の交流の場を講座方式により年3回開催します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てリフレッシュ教室	日頃、家庭ではできない活動等を通して、母親の友達作りやグループ活動の機会を提供しています。活動中は託児サービスにより児童への対応をします。	生涯学習課
家庭教育講座	小学校の保護者を対象に、各小学校で「子どもの力を伸ばす親の関わり」をテーマに親子のコミュニケーションづくりの方法について、研修会を通して支援します。	生涯学習課
親業入門講座	子どもとどう接すればよいか、親子間でコミュニケーションをとれるようにする具体的な方法を習得し、実践できるような力を身に着ける支援をします。	生涯学習課
育児・家事の援助	保護者の体調不良や育児不安の強い乳幼児家庭に対し、育児や家事を援助する支援者の派遣、支援者の居宅での預かり保育など子育て支援を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センタ ー/ 児童課
育児の体験・実習の場の提供	妊娠期から2歳程度までの親子を対象に、育児体験、実習ができ、交流ができる場を提供します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター /児童課
子育て応援サポーター	ファミサポ援助会員の有志が、ファミサポ応援隊として支援センターの講座等、きりんの会こぐまの会の託児をします。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
うららんクッキング	料理を覚えるだけでなく異年齢の人との交流をする機会を作ります。	ひがしうら 総合子育て 支援センター

基本施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

① 経済的支援

個別施策	取り組み内容	関係課等
町遺児手当の支給	一定の条件に該当するひとり親家庭又は父母のいない家庭の児童に、町遺児手当5,000円/月額を支給します。（この他、県制度として愛知県遺児手当、国制度として児童扶養手当があります。）	児童課
母子福祉資金の貸し付け	母子世帯に対し、修学資金や事業開始資金を貸し付けます。（県制度）町は、受付窓口となっています。	児童課
医療費の助成	一定の条件に該当するひとり親家庭又は父母のいない家庭の児童とその保護者の医療費について、自己負担額を助成します。	保険医療課
子どもの貧困対策の推進	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、令和元年度に策定した「東浦町子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策に資する施策の充実に努めます。	児童課

② 就労・生活支援

個別施策	取り組み内容	関係課等
就労支援	愛知県では母子家庭等就業支援センターを開設し、就業相談や就労資格取得に係る費用の援助などをします。町は、受付窓口となっています。	児童課
公営住宅の優先入居情報の提供	町内の県営住宅は、申込み時期によっては福祉向け住宅としての募集があり、町営住宅についても母子家庭や父子家庭の優先入居制度がありますので、入居者募集時に情報提供します。	都市計画課

③ 相談体制・情報提供の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
各種相談窓口による相談体制の充実	各種相談窓口において、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。	児童課
ひとり親家庭への情報提供の充実	役場や保健センター、ひがしうら総合子育て支援センターや町広報紙、ホームページ等を活用し、ひとり親家庭に関する施策・事業についての情報提供の充実に努めます。	児童課

基本施策（3）母と子どもの健康の確保・・・・・・・・



子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに心身ともに成長していけるよう支援していきます。さらに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

① 母子の健康管理

個別施策	取り組み内容	関係課等
母子健康手帳の交付	母子の健康管理のため早期に母子健康手帳交付をし、交付時に健康教育を合わせて実施します。	健康課
妊産婦・乳児健康診査	妊産婦や乳児の健康診査を行っています。また母子の健康を守り、安心して出産できるよう、妊産婦や乳児の健康診査を推進します。	健康課
乳幼児健診等	4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。	健康課
乳幼児歯科健診	1歳6か月児・2歳2か月児・3歳0か月児の健診において歯科健診、フッ素塗布・ブラッシング指導を行っています。1歳1か月児（歯っぴー相談）は、ブラッシング指導を行います。	健康課
予防接種	乳幼児を感染症から守るため、各種予防接種を行います。	健康課
妊産婦歯科健診・相談	妊産婦の歯科健診・指導を実施します。	健康課

② 相談・訪問事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
未就園児健康相談	保育園、幼稚園の未就園児を対象として、身体測定等を行います。	健康課
親子心理相談	心理士による個別相談を行います。	健康課
訪問指導	妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児及び保護者を対象に、助産師・保健師による保健指導等を行います。	健康課
乳児家庭全戸訪問	乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までに助産師・保健師がすべての家庭を訪問します。	健康課
子育て・育児相談	乳幼児の子育てについて、知識や経験豊富な保育士や保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが電話や面接により相談に応じます。	ひがしうら 総合子育て 支援センター /健康課

③ 健康づくり・教育事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
おっぱい教室	16週以降の妊婦に対して、助産師が母乳育児を勧めます。	健康課
マタニティ教室	すべての妊婦を対象に、出産等について、先輩ママの話や保健師、助産師等による教室を開催します。	健康課
妊婦歯科健診・教室	母子の歯についての教育と健診、相談を行います。	健康課
げんきっ子教室	2歳から未就園までの親子を対象に食、運動及び歯科の教育を実施します。	健康課

④ 小児医療体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
子ども医療費助成事業	子どもの健康を守り、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の自己負担分を助成します。	保険医療課
不妊治療費等の補助	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	保険医療課
未熟児養育医療給付事業	未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、必要な医療の給付を行います。	保険医療課
育成医療給付事業	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該児童に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療に要した費用の給付を行います。	保険医療課

⑤ 食育の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
保育園での食育の推進	日常の給食指導の他、夏野菜やサツマイモ等の栽培体験、紙芝居などを通じ、食べることへの興味を持たせ、大切さを伝えます。また献立表・給食だよりの配布や毎日の給食展示、保護者向けに食生活についての講話を行い、保護者の食への関心を高めます。	保育園
小学校での食育の推進	小学校全学年に給食指導を行います。5、6年生を対象に家庭科授業に取り入れます。食と関連した事柄を学習の中で広く学ぶ機会を提供します。	給食センター
中学校での食育の推進	中学校全学年に給食指導を行います。食と関連した事柄を学習の中で広く学ぶ機会を提供します。	給食センター
げんきっ子教室	2歳から未就園までの親子を対象に食、運動及び歯科の教育を実施します。	健康課
マタニティクッキング	妊婦を対象に、栄養指導も含めた調理実習を行います。	健康課
マタニティ教室(食育編)	妊婦を対象に、栄養教室を行います。	健康課
赤ちゃん教室	離乳食(もぐもぐ期・かみかみ期)についての教室を行います。	健康課

基本施策(4) 子育ての悩みや不安への支援・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、諸制度の活用などを図ります。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

個別施策	取り組み内容	関係課等
認可外保育施設(委託・補助)	乳幼児が認可外保育施設に入所した場合、保育の委託又は保育料の補助をします。	児童課
児童手当	国の制度に基づき、児童手当を給付します。	児童課
子育て家庭優待事業	18歳未満の子ども及びその保護者又は、妊娠中の方が、「はぐみんカード」を協賛店舗、施設で提示することにより、協賛店舗が独自に設定する様々な特典やサービスを受けることができます。協賛店舗と愛知県との協働で子育て家庭を地域社会全体で支えるため、実施しています。	児童課
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。	学校教育課

基本施策（５）児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、令和元年度に「東浦町児童虐待防止対策計画」を策定しました。「東浦町児童虐待防止対策計画」に基づき、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

個別施策	取り組み内容	関係課等
情報収集・相談窓口の充実	児童課は情報収集の窓口となり、児童相談所が虐待等の対応の中心となります。	児童課
	保健センターの乳幼児健診等で虐待の早期発見に努めます。	健康課
	発見された事例には、関係各課、児童相談所、児童委員等が連携し対応します。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において、関係機関等が情報や考え方を共有し、要保護児童の早期発見やその適切な保護に努めます。	児童課
保健師の配置	虐待家庭への対応や育児不安を抱える家庭への支援を行うため、専任職員を確保し、対応を強化します。	児童課
虐待の防止と保護者への対応	保健センターは養育支援訪問事業を実施し、育児不安を抱える家庭に対して訪問相談を行います。	健康課
	児童課では児童相談所と連携し、虐待通報のあった家庭への訪問、情報収集を行います。	児童課
主任児童委員・児童委員	地域の情報収集、相談活動をします。行政との連携を図りながら、虐待や育児放棄家庭への相談、援助をします。	児童課



基本目標 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

基本施策（1）教育・保育の体制確保・・・・・・・・

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。

各学校がその特質を生かした教育を推進し、就学前教育・保育の充実を図ります。

① 指導者の育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
現職教育の推進	保育園、小中学校における現職教育、各研究部による研究、国内研修事業を推進します。	学校教育課/ 児童課
地域の人材を生かした教育	授業やオープントime、その他の活動を地域の方をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが実践的な体験活動ができる機会を提供します。	学校教育課
みんなでスポーツを楽しむ会	地域スポーツ振興策の一環として、学校の体育施設等地域住民が身近な所でスポーツができる機会を提供します。スポーツ推進委員の企画運営により、地域住民が体育施設等の身近な場所でスポーツができる機会を提供するため、各地区で住民参加型のスポーツ活動を実施します。	スポーツ課

② 幼児教育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
教育に関わる保育	就学前幼児教育の場として、保育を必要とする児童以外の児童も教育認定児として受け入れ、養護と教育を一体的に行います。	保育園

③ 性教育及び喫煙・薬物の乱用防止

個別施策	取り組み内容	関係課等
小学校	3年生～6年生の児童に次の講義を行います。 ・性の指導（保健体育、学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（保健体育、学級活動）	学校教育課
中学校	1年生～3年生の生徒に次の講義を行います。 ・性の指導（学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（学級活動）	学校教育課

④ 子どもの健全育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
性や暴力等に関する過激な情報の氾濫防止	関連団体や学校関係者の連携のもとで、町内の大規模店舗やコンビニエンスストア、本屋において児童・生徒に安易に不適切な情報が提供されないよう協力を求めます。	学校教育課

⑤ 次代の親の育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
幼児との触れ合い体験学習	生徒が幼児の生活に関心をもち、課題をもって幼児の生活に役立つものを製作したり、一緒に遊んだりするなどの触れ合い体験を通して、幼児への理解と関心を高めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにします。	学校教育課

⑥ 体験活動等の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
ボランティア活動など体験学習	サマーボランティア活動や職場体験活動等の体験学習を通じ、豊かな心の育成を図ります。最近、総合学習や選択教科の時間を活用するケースが増えています。	学校教育課
地域の人材を生かした教育	授業やオープントイム、その他の活動を地域の方をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが実践的な体験活動ができる機会を提供します。	学校教育課

⑦ 子どもの相談窓口の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
スクールカウンセラー配置事業	臨床心理に関して専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを町内中学校区に派遣し、生徒の心の悩みの解決に努めます。	学校教育課
心の健康・心の教室相談員配置事業	子どもの悩み、心配ごとを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることでできる第三者的な存在となり得る者を各学校に配置し、心にゆとりの持てる学校環境をつくります。	学校教育課
ふれあい教室	不登校の児童・生徒のために指導員を配置し、相談や適応指導を通じて学校へ登校できるような環境づくりに努めます。	学校教育課

基本施策（２）幼・保・小の連携・・・・・・・・

子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」を育てていくことが重要です。

そのため、家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育園・小学校が連携した質の高い教育・保育の充実を図ります。



個別施策	取り組み内容	関係課等
学校教育との連続性と一貫性の重視	幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させると共に、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指します。幼・保・小の連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方を工夫します。	児童課/ 学校教育課
教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図ります。	児童課/ 学校教育課
新・放課後子ども総合プランの推進	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、「放課後児童クラブ」と、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる「アフタースクール事業」の連携を促進し、総合的な放課後対策を進めます。	児童課/ 学校教育課

基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

基本施策（1）配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・

障がいや発達の違いなどの早期発見、早期療育に努めるとともに、障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。また、外国人児童への支援に取り組みます。

① 障がいの早期発見、早期療育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
乳幼児健診	4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。	健康課
きりんの会	1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園 /児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
こぐまの会	きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園 /児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
児童発達支援事業 （なかよし学園）	発達の遅れや障がいのある未就園児を対象に、保護者通園により生活習慣の習得や集団生活の訓練をします。	なかよし学園

② 障がい児保育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
障がい児保育	各保育園で受け入れ、統合保育をします。必要に応じ保育士の加配をします。	保育園
なかよし学園親子 支援事業	ボランティア団体等の協力を得て、療育を必要とする園児の託児を行い、なかよし学園に通う親の情報交換の場を確保します。	社会福祉 協議会/ なかよし学園

③ 障がい児教育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
特別支援教育	小中学校において、一人ひとりの障がいに応じた教育を行い、より良い学校生活を過ごせるよう、特別支援学級及び通級指導教育を設置します。また、通常学級においても落ち着いて授業に取り組むことができるよう学校生活支援員を配置します。	学校教育課

④ 障がい児への支援体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実	保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制を整備したうえで、児童発達支援センターを設置します。	障がい支援課
重症心身障がい児の支援	個々のニーズ把握と保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携できる支援体制を整備し、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所を確保します。	障がい支援課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	東浦町障がい者自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備を図ります。	障がい支援課

⑤ 相談体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
外国人児童、園児への支援	ポルトガル語通訳を石浜西保育園に配置し、園児が保育園になじみ安定した生活ができるようにします。また、保護者との意思疎通を図る取り組みを工夫します。	保育園
	日本語適応教室（東浦中・石浜西小）での補助員の配置します。他校においては、必要に応じ外国籍児童・生徒に対し、外国籍児童学習支援員を配置し、学校生活に適応できるように、児童・生徒や保護者との意思疎通を高める工夫をします。	学校教育課

基本施策（２）地域における子どもの安全・安心な居場所づくり・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができる地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。



① 子どもの居場所づくり

個別施策	取り組み内容	関係課等
児童館運営	小学校児童を中心とする放課後の居場所となっており、遊びを通じた健全育成の場として、また、放課後児童クラブ(学童保育)の活動拠点ともなっています。乳幼児とその親の交流の場として開放します。	児童課
児童館まつり等	地域における親子交流と地域住民の交流の場として、各児童館で年1～2回開催します。	児童課
児童館整備	各小学校区ごとに設置し、放課後の児童の健全育成の拠点とします。	児童課
都市公園及びふれあい広場の整備	街区公園、広場公園及びふれあい広場を児童の遊戯、運動等の利用に配慮し、地域全体の憩いと集いの場として整備、管理します。	都市整備課
学校開放土曜講座	町内各小中学校において、休日に児童・生徒対象の講座を開き、子どもたちの居場所づくりを行います。	学校教育課
アフタースクール事業	放課後の学校施設を利用して、小学生の異学年交流、学習・体験の場を全校で提供します。	学校教育課
各種講座	子どもを対象とした参加型の教室・講座を開催します。	生涯学習課
みんなでスポーツを楽しむ会	地域スポーツ振興策の一環として、学校の体育施設等地域住民が身近な所でスポーツができる機会を提供します。	スポーツ課
スポーツ環境の充実	身近な場所でスポーツを楽しめるように、学校施設等を開放します。	スポーツ課

② 安全安心なまちづくりの推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
人にやさしい街づくりの推進	誰にでもやさしく使いやすい建物や歩道の整備を推進します。	児童課/ 土木課/ 学校教育課
児童・生徒の交通安全意識の向上	毎月各保育園で交通指導員、警察官により教室を開催します。また、園児にはワッペン、新小学校1年生にはリボン、新中学校1年生にはサイクルリフレクターを配布し、交通安全の意識の高揚を図ります。	防災交通課
チャイルドシート、後部座席のシートベルト着用の啓発	各季の交通安全キャンペーン開催時に、通過車両及び通行者に啓発品を提供するとともに、のぼり旗の設置によりチャイルドシート、後部座席のシートベルト着用を啓発します。また、交通指導員による指導を行います。	防災交通課

③ 子どもを犯罪から守る事業の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
子ども110番事業	地域の住民、商店の協力を得て、非常時の一時避難所を確保します。	警察署/学校
防犯コーナーの設置	役場ロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪統計等を掲示することにより啓発を図ります。	警察署/ 防災交通課
防犯パトロール	各地区コミュニティ、防犯ボランティアを中心とした、防犯パトロールを実施します。また、各学校では、登下校の安全のためスクールガードを配置します。	警察署/協働 推進課/学校
不審者の侵入防止と緊急時の対応	防犯マニュアルを作成しています。不審者の侵入防止と緊急時の適切迅速な対応に努めます。	保育園/ 児童館/ 学校教育課
生活安全指導員の設置	各保育園に生活安全指導員を配置し、不審者の侵入防止を図ります。	保育園/ 児童館
安全な学校施設の整備	児童・生徒を犯罪、自然災害から守るため整備します。	学校教育課
更生保護団体の活動	青少年の非行防止、更生を図るとともに地域の健全育成環境を確保するため、社会を明るくする運動や巡回活動を行います。子育て支援活動にも取り組みを広げます。	ふくし課

④ 自己防衛意識を高める事業の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
防犯講習会	防犯に関する講習会を開催します。	防災交通課
犯罪等に関する情報の提供	役場のロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪件数、種別、毎月の統計データを掲示し、また、交番だよりを発行する等住民への周知を図ります。	警察署/ 防災交通課

⑤ 子育て家庭同士の自助活動の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育てサークルの育成	ひがしうら総合子育て支援センターや児童館が開催する交流事業、生涯学習課が開催するリフレッシュ教室により、子育て家庭同士の交流、情報交換の場を提供します。活動場所の提供等により、活動支援をします。	児童課/ ひがしうら 総合子育て 支援センター /生涯学習課
子ども会の活動支援	各地区ごとに子ども会が組織され、地域活動、町全体の活動をします。町は、活動費の助成をし、社会福祉協議会は活動の支援をします。	児童課
母親クラブ	子どもたちの健全育成を推進するとともに、会員相互の情報交換やサークル活動等を通して親睦を図り、育児を支援します。	児童館

⑥ 地域住民の互助活動の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員となって、有償で助け合います。町が運営主体となります。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
地域住民、団体の参加促進	個人ボランティア、子ども会や老人クラブ、更生保護女性会が保育園や児童館の活動に参加します。	保育園/ 児童館
子育て支援団体の支援	NPO法人、任意団体があり、住民の助け合い活動に取り組んでいます。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てネットワークの育成	子育てサークル等への支援のための活動をします。	生涯学習課
子育てイベント「みんな集まれ！うららんフェスタ」	子育て関係者や地域住民が一丸となるイベントを開催し、参加者相互が子育てに関する情報を交換や収集するとともに、交流を図るきっかけづくりを行います。	社会福祉 協議会/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てを地域で考える機会の提供	子育てについて、保護者、地域住民、行政や関係機関が集い、共に考える事業を実施します。	社会福祉 協議会/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
拠点施設の確保	ひがしうら総合子育て支援センター機能の強化、親子交流の場、子育て支援団体の活動の拠点となる施設を確保します。	児童課
子育て家庭優待事業の実施	愛知県と市町村の協働による子育て支援策として、子育て家庭に「はぐみんカード」を配布し、提示を受けた協賛店舗・施設が優待を行います。	児童課
企業との協働事業	企業、ボランティア団体と協働で、企業内の空きスペースを有効利用し、子育て中の親子が気軽に集い交流を図りながら楽しめる遊びの広場（わくわく広場）を行います。	社会福祉 協議会

⑦ 子育てネットワークの構築

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育てネットワークの構築	グループ毎に多種多様な活動が行われている中で、情報の提供、交換の場を設定します。	ひがしうら総合子育て支援センター

⑧ 地域の教育力の向上

個別施策	取り組み内容	関係課等
コミュニティ活動	地域住民の自主活動を推進し、地域連帯を育て、住みよい地域づくりを推進します。	協働推進課
P T A 活動の充実	P T A が地域と学校とのパイプ役を果たし、児童生徒の健全な育成を図ります。	生涯学習課
更生保護団体の活動支援	青少年との交流活動や非行防止パトロール活動を通じ、地域全体として安全・安心な意識向上を図ります。	ふくし課
男女共同参画推進事業	東浦町男女共同参画プランを推進するため、教育・啓発事業を行います。	協働推進課



基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

基本施策（1）安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備・・・・・・・・

仕事と生活の調和の実現については、総理大臣ほか関係閣僚や労使代表などで構成する仕事と生活の調和推進官民トップ会議で提示された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

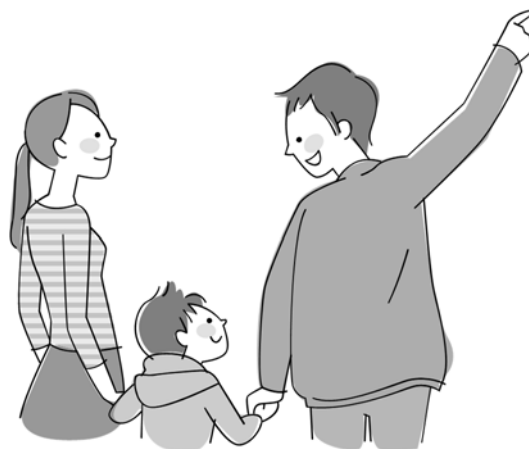
こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進していきます。

また、子どもを出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供等による基盤整備を図ります。

個別施策	取り組み内容	関係課等
働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）のため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。	商工振興課
利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。	児童課

基本施策（２）家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成・・・・・・・・

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要です。男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。また、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。



① 幼少期からの男女共同参画の啓発

個別施策	取り組み内容	関係課等
男女混合名簿の実施	男女混合名簿の実施に取り組みます。	児童課/ 学校教育課
異性の理解と尊重	異性の理解と尊重のために、道徳・学級活動の時間を中心に男女の尊重に関わる教育を推進します。	学校教育課/ 学校

② 社会全体の男女共同参画の促進

個別施策	取り組み内容	関係課等
男女共同参画意識の醸成	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取り組みをより一層進めます。	協働推進課
再就職への支援	出産・育児等により一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。	商工振興課



第5章

教育・保育及び地域子ども子育て 支援事業の量の見込みと確保方策



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

第1期計画では、町全域を1つの区域として実施しており、引き続き、需要分析を行いながら、教育・保育提供区域を1区域で実施していきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)			対象家庭
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭
1	時間外保育事業（保育園延長保育）	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	利用者支援事業	すべての家庭
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない幼稚園の利用者

(2) 「量の見込み」の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ1

～家庭種類の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭種類の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

町民ニーズに対応できるように、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本町の実績に踏まえ、子ども・若者会議の審議を経て、ニーズ量の補正を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

【家庭類型について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE 《保育の必要性あり》	タイプE'		
	120時間未満 60時間以上				《保育の必要性なし》		
	60時間未満		タイプC'				
未就労			タイプD			タイプF	

タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 子ども人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

子ども人口の見込みは、年々減少しており、令和6年度では4,813人となることが予測されます。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	348人	342人	334人	326人	318人
1歳	359人	360人	353人	345人	336人
2歳	382人	353人	355人	348人	340人
3歳	439人	400人	370人	372人	364人
4歳	449人	453人	412人	382人	383人
5歳	443人	426人	431人	392人	363人
6歳	431人	460人	443人	448人	406人
7歳	475人	432人	462人	444人	449人
8歳	464人	480人	437人	468人	450人
9歳	487人	473人	490人	446人	478人
10歳	498人	479人	466人	483人	438人
11歳	479人	504人	484人	471人	488人
合計	5,254人	5,162人	5,037人	4,925人	4,813人

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園・・・・・・・・

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。



この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【今後の方向性】

幼稚園から認定こども園への移行や、今後、保育園の整備を行うなど、教育・保育ニーズに対応していきます。

子どもの人口は減少傾向であるものの、母親の就業率の上昇による保育ニーズが発生することが考えられます。特に、0～2歳の保育ニーズに対応していくため、定員の弾力的運用を行います。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,331人		741人	348人	
量の見込み（A）		571人 <町外> 90人	20人	740人	223人	20人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	681人		1,169人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		681人		1,169人	281人	46人
過不足（C）＝（B）－（A）		0人		429人	58人	26人

※1号認定には、教育認定児を含む

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,279人			713人	342人
量の見込み（A）		548人 <町外> 90人	20人	711人	214人	19人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	658人		1,192人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		658人		1,192人	281人	46人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		481人	67人	27人

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,213人			708人	334人
量の見込み（A）		519人 <町外> 90人	19人	675人	213人	19人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	628人		1,222人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		628人		1,222人	281人	46人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		547人	68人	27人

※1号認定には、教育認定児を含む

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,146人			693人	326人
量の見込み（A）		491人 <町外> 90人	18人	637人	208人	18人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	599人		1,286人	298人	49人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		599人		1,286人	305人	52人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		649人	97人	34人

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,110人			676人	318人
量の見込み（A）		476人 <町外> 90人	17人	617人	203人	18人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583人		1,302人	298人	49人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		583人		1,302人	305人	52人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		685人	102人	34人

※1号認定には、教育認定児を含む

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間から延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、町内の認可保育所7園で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (1 か月あたり)	5,504 人 (459 人)	6,089 人 (507 人)	6,696 人 (558 人)	6,879 人 (573 人)
実施箇所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【今後の方向性】

時間外保育事業は、見込み量に対する提供量は十分に確保できている状況ですが、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う保育園を推進します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	647 人	624 人	603 人	578 人	562 人
実施箇所数 (確保方策)	9 か所	9 か所	9 か所	10 か所	10 か所
提供量	647 人	624 人	603 人	578 人	562 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成30年度で7クラブ、4月の在籍人数は442人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在籍人数	342 人	430 人	406 人	442 人
実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

【今後の方向性】

放課後児童クラブは、子どもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切に、今後も事業を実施するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備拡充を図ります。

今後、一体的に又は連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に向け、検討を行うとともに、教育委員会と放課後児童クラブ等、福祉部局で連絡会を開くなど、情報共有と連携を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	481 人	478 人	473 人	471 人	461 人
小学 1 年生	159 人	159 人	156 人	155 人	152 人
小学 2 年生	133 人	132 人	131 人	130 人	128 人
小学 3 年生	112 人	111 人	110 人	110 人	107 人
小学 4 年生	46 人	45 人	45 人	45 人	44 人
小学 5 年生	21 人	21 人	21 人	21 人	20 人
小学 6 年生	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実施箇所数 (確保方策)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量	540 人	540 人	540 人	540 人	540 人
過不足 (提供量－見込み量)	59 人	62 人	67 人	69 人	79 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で必要な養育を行う事業です。

【現状】

4か所の児童養護施設に委託して実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	0 人	2 人	1 人	2 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所

【今後の方向性】

令和元年度において、4か所の児童養護施設で対応しています。調査結果からはニーズがない状況ですが、過去の実績からニーズ量を見込んでおり、現在の提供体制を維持していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提供量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成23年にひがしうら総合子育て支援センターを開設しました。利用者数は、近年は横ばいで推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	39,723 人	41,973 人	39,959 人	39,867 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について啓発し、利用しやすい運営に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	39,684 人	38,445 人	37,971 人	37,133 人	36,222 人
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	39,684 人	38,445 人	37,971 人	37,133 人	36,222 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 一時預かり事業

① 保育園等における一時預かり

【事業概要】

保護者の仕事の都合、家庭の事情又は育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園や認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【現状】

全保育園で一時預かりを実施しており、利用者数は平成30年度で1,229人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	1,719 人	1,156 人	1,151 人	1,229 人
実施箇所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

【今後の方向性】

全保育園で一時預かりを実施していますが、未就園児の保護者の多様な就労形態やニーズに対応していくため、一時預かり事業の拡充を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	1,234 人日	1,237 人日	1,240 人日	1,243 人日	1,245 人日
実施箇所数 (確保方策)	8 か所	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所
提供量	1,234 人日	1,237 人日	1,240 人日	1,243 人日	1,245 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 幼稚園における一時預かり

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

東ヶ丘幼稚園で一時預かりを実施しており、平成30年度の利用者数は890人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	815 人	820 人	823 人	890 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

現状の提供量で充分に対応できる量だと判断できるため、現在の提供体制を維持、継続していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

平成31年4月1日からは、ひがしうら総合子育て支援センターで実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	138 人	196 人	270 人	213 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

本町では、平成31年4月1日からひがしうら総合子育て支援センターで事業を実施しています。現状のニーズに対応できていますが、事業の周知を図るとともに、今後、医療併設型病児・病後児保育事業について検討します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	111 人日	107 人日	103 人日	99 人日	96 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	111 人日	107 人日	103 人日	99 人日	96 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

平成28年度に放課後児童クラブの受け入れ時間を拡充したため、利用者数が減少しましたが、平成30年度では836人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	1,174 人	601 人	599 人	836 人

【今後の方向性】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実させ、利用を促進していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	789 人日	787 人日	775 人日	769 人日	754 人日
提供量	789 人日	787 人日	775 人日	769 人日	754 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

ひがしうら総合子育て支援センターで基本型・特定型、保健センターで母子保健型を実施しています。

また、コーディネーターを平成30年度に1人配置し、令和元年度では2人を配置しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子育て支援コーディネーター配置数(人)	—	—	—	1	2

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センターにおいて、基本型として認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整等を実施するとともに、保健センターで母子保健型として産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診者数	5,353 人	5,222 人	4,844 人	4,528 人

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	348 人 4,872 人回	342 人 4,788 人回	334 人 4,676 人回	326 人 4,564 人回	318 人 4,452 人回
実施体制 (確保方策)	妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠早期の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師・助産師が家庭訪問を行い、子育て情報の提供を行っています。訪問不要家庭や連絡の取れない子育て家庭には、関係機関と連携して、100%把握しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数	401 件	408 件	378 件	346 件

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	348 件	342 件	334 件	326 件	318 件
実施体制 (確保方策)	里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。				

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

訪問件数は増加傾向にあり、平成30年度で185件となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問件数	124 件	137 件	185 件	185 件

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	181 件	185 件	189 件	193 件	197 件
実施体制 (確保方策)	妊婦又は乳幼児のいる母親が体調不良等により家事又は育児が困難な世帯に対し、ヘルパーを派遣し子育てを援助します。 また、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食材料費）に対する助成をする事業です。

【今後の方向性】

給食費（副食材料費）に対する助成は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	4人	4人	4人	4人	4人
提供量	4人	4人	4人	4人	4人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進

認定こども園の検討・整備・・・・・・・・

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。利用者の就労状況にかかわらず、利用できるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができます。

本町では保育園において教育認定児として就労をしていない家庭の児童の受入を行っており、就労の変化にも対応しています。今後、幼稚園から認定こども園へ移行しますが、引き続き、保護者の就労状況等のニーズを踏まえ、認定こども園の整備の検討を進めます。



7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章 計画の進行管理



1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「東浦町子ども・若者会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編



1 策定経過

開催日等	審議内容等
平成30年12月7日～ 平成30年12月25日	<p>子ども・子育て支援事業に係る基礎調査の実施</p> <p>東浦町在住の未就学児童（0歳～5歳）を800人無作為抽出 回収436通 回収率54.5%</p>
令和元年5月30日	<p>令和元年度第1回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の概要及び策定スケジュールについて (2) 子ども・子育てに関するニーズ調査結果について (3) 子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止対策計画について</p>
令和元年7月23日	<p>令和元年度第2回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 子育て支援に関するアンケート調査結果の他市町村との比較について (2) 子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について</p>
令和元年10月23日	<p>令和元年度第3回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 東浦町子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 東浦町子どもの貧困対策推進計画（案）及び東浦町児童虐待防止対策計画（案）について</p>
令和元年12月16日～ 令和2年1月15日	<p>パブリックコメントの実施</p>
令和2年2月14日	<p>令和元年度第4回東浦町子ども・若者会議</p> <p>(1) 東浦町子ども・子育て支援事業計画最終案について (2) 東浦町子どもの貧困対策推進計画最終案及び東浦町児童虐待防止対策計画最終案について</p>

2 東浦町子ども・若者会議条例

平成26年3月19日

条例第3号

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、東浦町子ども・若者会議(以下「子ども・若者会議」という。)を置く。

- (1) 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項
- (3) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項
- (4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項

(所掌事務)

第2条 子ども・若者会議は、町長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議を行うこと。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第20条第1項に規定する情報の交換及び協議を行うこと。
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・若者会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 町の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・若者会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・若者会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・若者会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・若者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・若者会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 子ども・若者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・若者会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・若者会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・若者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(東浦町青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 東浦町青少年問題協議会条例(昭和29年東浦町条例第46号)は廃止する。

3 東浦町子ども・若者会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	備考
杉浦 義治	東浦町コミュニティ連絡協議会	副会長 ～令和元年7月22日 会長 令和元年7月23日～
神谷 英一	社会福祉法人東浦町社会福祉協議会	会長 ～令和元年6月16日
西尾 弘道		令和元年6月17日～
岡本 嘉仁	東浦町医師団	
小銭 周平	東浦町小中学校PTA連絡協議会	
山崎 宏子	東浦町民生委員児童委員協議会	
石川 澄恵	東浦町更生保護女性会	
中島 美枝	東浦町立保育園母の会連絡協議会	
山崎 紀恵子	特定非営利活動法人絆	
友永 涼子	東浦町子育てネットワーカー	
成田 盛雄	東浦町商工会	
近藤 栄治	東浦町校長会	
岡本 貴裕	学校法人東ヶ丘学園東ヶ丘幼稚園	
吉田 禎宏	社会福祉法人成仁会	
久米 賢治	東浦町教育委員会	
石原 弘幸	東浦町社会教育委員会	副会長 令和元年7月23日～
鈴木 てる子	東浦町青少年育成地域推進員	
加藤 典一	東知多少年補導委員会	
長坂 鈴代	東浦町保育士	
梶山 博史	公募委員	

4 用語解説（50音順）

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

NPO法人

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

【か行】

家庭的保育事業

定員1～5人の少人数保育。保育者の居宅、その他の場所において行われる小規模の異年齢保育のこと。原則、0～2歳児までの事業。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

地域の課題解決に向けて、行政、地域組織、NPO、ボランティア、事業者等の異なる組織が相互を理解し合い、自立した対等な立場で役割分担を行い、相乗効果を発揮するような協力や連携をすること。

居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅で実施する保育のこと。原則、0～2歳児までの事業。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

児童発達支援事業所

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

主任児童委員

民生委員、児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する事項を専門に担当する。

総合学習

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合的な学習の時間ともいう。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づき認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは都道府県への届出が必要となる。

【は行】

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

【や行】

幼稚園における一時預かり（預かり保育）

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、働く全ての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。

第2期 東浦町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月作成

発行：東浦町

編集：東浦町健康福祉部児童課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562-83-3111

FAX 0562-83-9756

